

経済と経営 25-1(1994.6)

〈論文〉

ホブズにおける・「契約 (Pact, Covenant)」, および, 「自然権」,
「自然法」, の諸概念の分析 (第 I 部・第 I 章——第 XII 章)
第 X 章 (III——D, 1) —— 8))

鈴木秀勇

1) a) 本稿・前出・III——B, 11) 以下に見たとおり, ア) 「契約」の
「遵奉」・「契約内容」の「履行」を「命令」している「自然が定めている・第
三の法」にかかわって, EoL に始まる連繫四著作の論述は,

i) この「法」に〈ひたすら従わん〉とする「意志」, 「心の在り方」, 人間
の「生き方」, さらに, 「魂の高邁」にまで, 展開するものであったが,

ii) この展開が必然であったのは, 下記の理由による, としなければならない。

イ) すなわち, i) 「平和」—— 想起すれば, 一つには, 「各人が各人に
敵対する戦争」が齎さずにはいない「死にたいする恐怖」からの《脱出》と,
二つには, 「快適な生活に不可欠な物にたいする欲望」の〈充足〉と, および,
三つには, 「かかる物を自分たちの労働によって獲得する希望」の〈成就〉と
から成る「平和」—— の《創出》にほかならぬ・「カマン-ウェルス」の, と
りもなおさず, 「各人」が有する「自然にしたがう権利」の「代行権」保持者
(「至高権力保持者」) の, 「設立」の「唯一の道」である「契約」と,

ii) ならびに, α) 「カマン-ウェルス」の「設立」とは, ひとたび「設立」
された「カマン-ウェルス」の〈存続〉以外のものではないが,

β) その〈存続〉に〈不可欠〉な方法の・一つたる・上記の「物」と「労働」との「購買」・「販賣」を成立せしめる「契約」と、——

ウ) i) 上記・二様の「契約」が「遵奉」され、その「契約内容」が「履行」されて、「カマン-ウェルス」が、「設立」されうるにとどまらず、〈存続〉することをえ、〈存続〉することをえる中で「設立」されうるための《要件》は、

ii) 「契約」当事者たる人間の「行動」が、「契約」の《都度》、「第三の法」に〈合致〉することでは、〈ない〉。

エ) なぜなら。 i) その《都度》、「第三の法」に〈合致〉するとは、

α) 「契約」当事者・相互の「行動」が、「第三の法」に〈合致した〉のを、〈事後に〉当事者が互いに〈確認〉することを、意味するものであり、

β) したがって、「契約」の締結〈以前に〉、「契約」当事者・相互が、相手方当事者の「行動」が、〈必ず〉、「第三の法」に〈合致する〉、との《確信》を抱くことは、〈不可能〉である、ということにほかならず、

ii) それゆえ、 α) 「契約」の締結〈それ自体〉が、《不確実》となり、

β) したがって、「カマン-ウェルス」の「設立」も〈存続〉も、ともに〈帰結しえなくなる〉からである。

オ) この理由によって、 i) 「カマン-ウェルス」の「設立」と〈存続〉との《要件》とは、

ii) α) 「契約」当事者の「行動」の・「第三の法」にたいする〈合致〉を、

β) 相手方当事者にとり、相互に、《恒常化》し・《確実》ならしめる・〈ある〉ものでなければならず、

iii) α) すなわち、上記の「行動」の「原動力」たる・人間の《内面》にあるものが、

β) 《絶えず・持続して》「第三の法」なる「命令」への〈服従〉に向かっていることでなくてはならないが、

iv) かかる《要件》としては、前掲の「意志」・「心の存り方」、「生き方」

〈以外のものは、存在しえない〉のである。——

v) 前出・III——Bに見た・連繫四著作の論述展開の必然性は、上述のように分析されなるほかは、ない。

b) ところで、ア) かかる《要件》に支えられた・二様の「契約」をつうじて初めて、

i) 「カマン-ウェルス」は、 α) 「設立」〈されうる〉のであり、 β) かつ、〈存続〉〈しうる〉のである。

イ) そして、〈存続〉する「カマン-ウェルス」は、

i) 「設立」当初の〈性格〉—— α) 「至高権力保持者」と、これへの「服従者」(ないし「市民」との関係、

β) 換言すれば、「設立」の「契約」の締結者であった「各人」全員の有する「自然にしたがう権利」の「代行権」の保持者たる〈統治者〉と〈被統治者〉との関係、という〈性格〉——に加えて、

ii) かかる「市民」間の「権利」の「相互授与」(「譲渡」)にかかわる「契約」の「遵奉」の《恒常性》・《持続性》が形づくる「人類の交流と仲間関係と」の〈性格〉を有し、

iii) まさしく、「共同ノ福祉体」^(カマン・ウェルス)たるに至るのである。

ウ) そして、再言すれば、i) ひとたびは、上記の・第一の「契約」によって「設立」されたにせよ、〈存続しえぬ〉「カマン-ウェルス」ならば、それは、言うまでもなく、「設立」〈されなかった〉にひとしいのであるから、

ii) 「カマン-ウェルス」は、「人類の交流と仲間関係と」なり、「共同ノ福祉体」となって〈存続〉するに至って〈初めて〉、真の意味で、「設立」をみた、としなければならない。

c) そこで、上述から言いうるのは、

i) 「各人が各人に敵対する戦争」の「身の上」からの《脱出》、とりもなおさず、「平和」の《創出》(「カマン-ウェルス」の「設立」、ならびに、「人類の交流と仲間関係」としての・その〈存続〉)は、

ii) 「自然が定めている・第三の法」という「命令」が、前記の・二様の「契約」にかかわって、人間の《内面》にあるものにより、常時〈服従〉されることを、《要件》とするものであり、

iii) それゆえ、「各人」の・「戦争」からの《脱出》・「平和」の《創出》は、

a) 「各人」が、あの「戦争」の・「三つの・主要な原因」である・「競り合い」・「先制攻撃」・および「思い上がり」から、自らを〈切断〉し、

β) 《内面》にあるもの——かの「意志」、「心の在り方」、「生き方」——へ、自らを〈転換〉せしめることによってのみ、〈開始〉される、ということである。

2) しかしながら、a) ア) 「カマン-ウェルス」の「設立」と〈存続〉との《要件》は、

イ) 前掲のものの中に、とどまらないのである。

d) なぜなら、上記の《要件》で、しかも、「契約」に《よらざる》ものが、存在するからである。

ア) かかる《要件》は、〈二つ〉である。

i) すなわち、一つには、α) 「カマン-ウェルス」を武力攻撃する外敵を〈排除〉し、また、「カマン-ウェルス」の内部における「争乱」を〈防止〉・〈除払〉すること、

β) 換言すれば、「カマン-ウェルス」内・外の「共同の敵」にたいする・「市民」の〈相互〉「防衛」・「相互援助」もまた、

γ) 「カマン-ウェルス」が、〈存続〉によって「設立」を得る《要件》であり、

イ) また、二つには、《要件》となるのは、下記の事柄である。

α) 「自然のままの・身の上」・即・「各人が各人に敵対する戦争」の「身の上」とは、言うまでもなく、「各人が、各事にたいして、お互いの身体にたいしてさえ、総じて権利をもつ」「身の上」であり、すなわち、「各人」が、互いに相手の「生命」をも《容赦することのない》「身の上」である。そこには、

「各人」の・〈相互〉の《赦し合い》もなく、《宥和》も、《和解》も、存在しない。

β) してみれば、「平和」の《創出》とは、「各人」の・〈相互〉の《赦し合い》の《創出》であり、

γ) そして、〈相互〉の《赦し合い》があればこそ、「市民」としての〈相互〉「防衛」があり、「相互援助」がありうるのである。

ウ) ところで、i), α) 〈相互〉「防衛」の「行動」は、外敵の攻撃・内部の争乱の〈予知不能〉ゆえに、その本性上、決して、「契約」に《まつものではない》のであって、

β) なればこそ、「カマン-ウェルス」は、「契約」〈不要〉の「人類の交流と仲間関係と」であらざるをえないのであるが、

ii) また、α) 「各人」の〈相互〉《赦し合い》の「行動」も、その本性上、もともと、「契約」を《またざる》ものであることは、言うを俟たないのであって、

β) なればこそ、この点でも、「カマン-ウェルス」は、「契約」に《よらざる》・〈相互〉の《赦し合い》を含むものとして、「人類の交流と仲間関係と」であることを、本領とせざるをえないのである。

エ) こうして、i) 「契約」を《またざる》・一つには、「各人」の〈相互〉「防衛」・「相互援助」の「行動」と、二つには、〈相互〉の《赦し合い》の「行動」とが、

ii) 「カマン-ウェルス」の〈存続〉と、〈存続〉における「設立」との《要件》の中に、加わらなければならない。

3) とすれば、a) 上述の・〈二様〉の「行動」、再言して、

ア) i) 「市民」間の・「契約」を《またぬ》α) 一つには、〈相互〉「防衛」という「相互援助」の「行動」と、

β) 二つには、〈相互〉の《赦し合い》の「行動」との

ii) 《確実性》と《持続性》とが保証されること、――

イ) このことが、「カマン-ウェルス」の「設立」・〈存続〉のために、《必須》・《不可欠》となる。

b) しかしながら、ア) これら・〈二様〉の「行動」は、

i) いずれも、「各人」間において《相互前提》的な性格のものであるから、

ii) α) 上掲の「援助」と《和解》とを行う当事者たる「各人」（「市民」たるべき「各人」）の〈いずれか・一方〉が、〈他方〉に《先んじて》・《最初に》、「援助」および《和解》の「行動」を〈開始〉し、

β) そして、〈他方〉も、〈必ず〉、〈一方〉の当該「行動」に《呼応》する「行動」をとることによってのみ、

γ) 生起するほかは、ないのも、自明である。

イ) しかし、i) 〈一方〉の人間をして、〈他方〉の人間に《先んじて》・《最初に》、〈相互〉「防衛」と《和解》との「行動」をとらしめる・《内面》にある《要件》は、いったい、〈なに〉であるのか。

ウ) 連繫四著作は、i) 上記の・〈二様〉の・「契約」を《またざる》「行動」が、〈一方〉の人間によって《最初に》とられる場合に、その「行動」を「支援」と名づけ、

ii) この「支援」という「行動」の・《内面》にある「原動力」を、「好意」とし、

iii) そして、「支援」に《確実性》と《持続性》とを付与するものは、

α) 「支援」を〈与えられる〉・〈他方〉の人間が、当該の「支援」を〈与える〉人間にたいして抱く「感恩」なる・《内面》にあるものを「原動力」としてとる・〈見返り〉の「支援」（「報恩」）の「行動」と、

β) 〈一方〉の人間が〈最初に〉、〈他方〉の人間に「支援」を〈与える〉場合の《前提》である「信頼」——〈他方〉の人間からの「感恩」と「報恩」とを「確信」する・前者の人間の「信頼」——という・《内面》にあるものである、——とするのである。

c) もとより、ア) 上記の「信頼」は、その「原動力」として〈あるも

の〉を、もっている。

イ) すなわち。 i) 総じて人間の「行動」の「原動力」は、(既に知られているとおりに)、「行動」する本人の「自分自身にとっての・よいもの／利益」にたいする「欲求」という「情念」であり、したがって、

ii) 前掲の・《内面》にあるもの・「信頼」は、上記の「情念」を「原動力」とする以外には、ない。

ウ) それゆえ、 i) 〈他方〉の人間にたいし、《先んじて》〈一方〉の人間が、「好意」に発する・「支援」の「行動」をとる場合には、

ii) 〈必ず〉、前記の「情念」を「原動力」とする「信頼」が、その「行動」の〈前提〉として、「好意」と共に存在せざるをえないのである。

エ) であるから、 i) 「好意」から発する「支援」という「行動」は、一方面的な「好意」に基づく〈利益供与〉、すなわち〈慈善〉・〈慈悲〉では、〈ありえない〉。

ii) なぜなら。 α) 〈慈善〉という・一方面的な「支援」は、上記の・「行動」の「原動力」たるべき・あの「情念」の本性からして、そもそも、〈行なわれえない〉ものであるからであり、

β) さらに言えば、〈慈善〉は、一方面的な「行動」であり、

γ) したがって、「相互防衛」・〈相互〉の《救し合い》の「行動」では、もちろん〈ありえない〉し、

δ) また、一方面的な「好意」から発するものであるゆえに、〈慈善〉の「行動」の《確実性》と《持続性》とを保証する〈根拠〉を、〈伴ってはいない〉からである。

オ) このようにして、 i) 「国家」の「設立」・〈存続〉のために要求されている・〈二様〉の「行動」の《確実性》と《持続性》とにとり《必須》・《不可欠》な・人間の《内面》にある《要因》として、

ii) α) 〈他〉の人間にたいし、《先んじて》「支援」の「行動」を〈開始〉する人間の《内面》にある「好意」と、

β) ひとしく《内面》にあるものである・あの「信頼」——「支援」を「与え」られた人間の《内面》にある「感恩」を「原動力」とする「行動」としての「報恩」にたいする「信頼」——とは、

γ) 〈一体不可分〉であり、

iii) さらに、α) この「信頼」と、

β) 総じて人間の「行動」の「原動力」たる・「自分自身にとっての・よいもの／利益」にたいする「欲求」という「情念」（一つの・《内面》にあるもの）ともまた、

γ) 〈一体不可分〉である、——という関係が、存在するのである。

4) そこで、a) ア) i) かつて「自然のままの・身の上」にあった「各人」が、

ii) α) 「カマン-ウェルス」の〈持続〉と「設立」との《要件》の一つたる・「契約」を《またざる》・〈相互〉「防衛」・「相互援助」と〈相互〉の《赦し合い》、すなわち、

β) 〈相互〉「支援」の「行動」をとることによって、

イ) 「平和」の《創出》としての・〈存続〉する「カマン-ウェルス」・即・「人類の交流と仲間関係と」を形成するに至る時、

ウ) i) 上記の《要件》の《確実性》と《持続性》とを保証するものは、

エ) 人間の「行動」の〈普遍的〉「原動力」と〈融合〉した・上記・3),

c), オ), α), β) の《要因》である。

b) したがって、ア) 〈他方〉の人間が、この《要因》から逸脱し、すなわち、i) 〈一方〉の人間が抱く・あの「信頼」に〈背反〉し、

ii) とりもなおさず、「報恩」ではなく、「忘恩」の「行動」をとるならば、

イ) 〈一方〉の人間は、i) 「自分自身にとっての・よいもの／利益」を〈逸失〉し、すなわち、「支援」を〈他方〉の人間に「与える」ことにより、「与える」「以前よりも不利な身の上に陥れ」られる。

ii) なぜなら、言うまでもなく、α) 〈他方〉の人間に《先んじて》、その・

〈他方〉の人間を「防衛」し・《赦す》、という・「支援」の「行動」をとった・
 〈一方〉の人間が、自らの「信頼」していた・〈他方〉の人間からの「報恩」
 たる・〈見返り〉の「支援」を〈得られぬ〉ことは、

β) 〈相互〉「防衛」と〈相互〉の《赦し合い》とを〈得られない〉という
 「不利益」に加えて、

γ) かかる「不利益」を蒙るにも拘らず「支援」を与えた、という・〈二重〉
 の「不利益」であるからである。

c) もとより、上記の・〈二重〉の「不利益」は、

ア) 「支援」の「行動」が、自らの「原動力」たる「好意」を失うことに、
 ほかならない。

イ) それゆえ、 α) 〈一方〉の人間が、〈他方〉の人間にたいし、これに《先
 んじて》「好意」に発する・「支援」を「与える」という「行動」は、〈消滅〉
 せざるをえず、

β) したがって、「市民」たりえたるはずの「各人」間の〈相互〉「防衛」と〈相
 互〉の《赦し合い》との「行動」は、〈生起しうるはずは、ない〉。

d) そして、この時に「各人」間に〈存在〉するのは、言うまでもなく、

ア) 「自然のままの身の上」において「各人」が抱いていた「敵意」の（
 《赦し》の結果たる「好意」なきゆえの）〈継続〉と、

イ) 「好意」に基づく「支援」にたいする「報恩」への「信頼」に〈背反〉
 する人間と、〈背反〉を蒙った人間との間の「相互不信」とのみ、である。

e) 上記・d) が意味するところは、言うまでもなく、

ア) 「カマン-ウェルス」が〈存続〉することは、〈ありえず〉、したがって、
 〈存続〉することにおいて「設立」されることも、〈ありえず〉、

イ) 「各人」は、依然、「戦争」の「三つの・主要原因」たる「競り合い」、
 「先制攻撃」、「思い上がり」の担い手であり、〈相互接近〉が〈危険〉な存在
 である、——ということに、ほかならない。

5) にも拘らず、 a) ア) 〈他方〉の人間が、 i) 〈一方〉の人間の・

「好意」から生ずる「支援」にたいする「報恩」の「行動」をとらず、〈一方〉の人間が抱いている・この「報恩」への「信頼」に〈背反〉することは、

ii) 人が「人間の自然本性」の〈一つ〉たる「情念」によって「行動」する限り、

iii) 〈生ずる可能性の・きわめて大〉なる・いな、〈必然〉の事柄である。

i) なぜなら。 i) 〈他方〉の人間は、 α) 「自分自身にとっての・よいもの／利益」にたいする「欲求」という「情念」を「原動力」として、

β) 「与え」られた「支援」という「利益」については、これを〈享受〉する「行動」はとるにせよ、

ii) α) 「報恩」は、自らが〈享受〉する「利益」総体の《減少》であり、すなわち、「自分自身にとっての・悪いもの／不利益」であるところから、

β) この「不利益」にたいする「嫌悪」という「情念」が、「報恩」を《回避》する「行動」をとらしめる「原動力」となるからである。

b) しかしながら、ア) 「人間の自然本性」の・〈いま一つ〉のものである「理性」（「計算能力」）が人間に〈教える〉のは、

i) α) 上述した・「報恩」の「行動」をとることの「不利益」に比して、

β) 「報恩」の「行動」をとることの「利益」——「カマン-ウェルス」の「設立」と〈存続〉、「各人」の〈相互〉「防衛」と〈相互〉の《赦し合い》、一言にして、「平和」の《創出》——の方が、

γ) 〈いかに大であるか〉、である。

イ) 「理性」の〈教え〉とは、「理性」の「命令」であり、その「命令」が「自然が定めている法」である。

c) そして、その「法」の〈内容〉は、——

α) 本稿・前述から明らかなおとおり、以下のものでなくては、ならない。すなわち、

ア) 「各人」は、〈他〉の人間から、その《内面》にあるものたる「好意」に発する「支援」という「利益」を、「与え」られた場合には、

- イ) i) 自分に「支援」を「与え」てくれた・当該の・〈他〉の人間が、
- ii) 「好意」に発する「支援」を「与え」た時に当方に寄せていた「信頼」、——すなわち、当方が、その「支援」にたいする「感恩」という・《内面》にあるものを「原動力」とする「報恩」の「行動」をとるはずである、という「信頼」、この・《内面》にあるものに、
- iii) 〈背反〉することによって、
- ウ) i) 当該の・〈他〉の人間を、——当方に、かかる「信頼」をおき「支援」を「与え」ただけに、——「支援」を「与え」ながら、しかし、「報恩」を享けることができない、という立場に追いやるようなことが、
- ii) すなわち、この人間を、「支援」を「与える」「以前よりも不利な身の上に、陥れるようなことが、
- エ) 決して、「あっては、ならない」、——であるはずである。
- d) 逆に、ア) この「自然が定めている法」にたいする〈服従〉に導く・《内面》にあるもの——再言すれば、〈他〉の人間から「与え」られた「支援」にたいする「感恩」——から発する・「報恩」の「行動」が、
- イ) 「好意」という・《内面》にあるものを「原動力」とする・「支援」の「行動」に〈呼応〉して、
- ウ) 「各人」の〈相互〉「防衛」と、〈相互〉の《赦し合い》との「行動」となる時、
- エ) この・「各人」間で相〈呼応〉する・〈二様〉の「行動」が、「各人」を、「平和」の《創出》としての・「カマン-ウェルス」・「人類の交流と仲間関係と」の〈存続〉と「設立」とに導く道の一つを、形づくるのである。
- 6) a) EoLが、「第一部」・「第十六章」・「第六・第七節」にあって、下掲のように、(DC・Lが「自然ニシタガウ法の・第三の教え」とし、Lev・E、Lev・Lが「自然が定めている・第四の法」としているものに相当する)「自然が定めている法」を、提示するところに語り出されているのは、本稿・本・III——D)、上記・1)——5)の〈論理〉である。すなわち

「第六節。 [1.] 頻りに起こること (It happeneth many times) であるが、総じて人は、なんらの契約をもまたずに (without any covenant), ひたすら、他人である相手方からの報恩 (grace)¹⁾ と支持 (favour)¹⁰⁾ とを手に入れる確信 (confidence) と信頼 (trust) とに基づいてのみ、相手方の力 (the power) にたいし支援を与え (benefitteth)¹¹⁾, すなわち、相手方の力に力を併せる (contributeth)¹²⁾ ものであるが、 [2.] その確信と信頼とは、この当人が、相手方からの報恩と支持とによって、我が身に、相手方に与えてやったより以上の・ないしは、それを下回らない支援 (benefit)¹³⁾ あるいは助力 (assistance) を確保できる、という確信であり信頼である。 [3.] このことの原因は、自然に基づく必然によって、各人は、自分の・意志に発する行動にあたっては、自分自身にとっての・なんらかの・よいものを、意図している、というところに、ある。 [4.] こうした場合に、自然が定めている法は、ナンピトモ、コノヨウニシテ、自分ニタイスル・相手方カラノ返礼 (*his charity*)¹⁴⁾ ガ行ナワレルモノ、ナイシハ、感恩ノ情 (*good affection*) が寄せラレルモノ、トバカリ信ジテイル当人ヲ、ソウシタ信頼ヲオイタバカリニ、支援ヲ与エル以前ヨリモ不利ナ身ノ上ニ、^(オトシイ) 陥レルコトガ、アツテハ、ナラナイ、である。 [5.] なぜなら。もし総じて相手方が、当人をそのような目にあわせるならば、人々は、あえて危険を犯してまで、相互の防衛 (each other's defence) に協力し合うことはなく、また、なにがどうあろうとも、相互に赦し合うこと (each other's mercy)¹⁵⁾ はないのであって、むしろ、 [p. 85] 敵

1) 'mercy' の語義の一つは、「生命奪取」・「処罰」、等を、「容赦すること」・「赦すこと」であるが、EoL は、ここで、'mercy' の語に、「各人が、各事にたいして、お互いの身体にたいしてさえ、総じて権利をもつ」、——すなわち、相互の「生命奪取」——を「容赦すること」にとどまらず、さらにひろく、「自然のままの身の上」が意味する・「各人」間の〈全面的「敵対」関係〉の「和解」・《赦し合い》の意を含ませている、と見るべきである。

意 (hostility) に発する・最低・最悪の運命が、依然として存続することになるからである。[6.] この・万人を蔽う相互不信 (general diffidence) によって、人々は、ただに戦争 (war) に引き込まれることになるのみならず、また、平和への扉を開くためであるにせよ、歩み寄るのは、相互に相手から危険を蒙る地帯に立ち入るものである、とこれを怖れるのこともなるのである。[7.] …²⁾。

その証左に、本稿・後出・6) に見られるとおり、DC・Lは、ひとたびは、'benevoléntia' ([ベネウオレエンツィア]。「赦し」と言うが、さらに重ねて、'grátia concilianda' ([グラァーツィア・コオンキイリィアング]。「和解」) の語を用いており、Lev・Eは、「赦し」(beneuolence)、ついで「和解」(reconciliation)、と述べているが、Lev・Lでは、明確に、「これまで戦争の身の上にあって敵対していた人々との和解 (reconciliatio inter inimícōs [レコオンキイリィアーツィオ・インテェル・インイミィーコォース])」、と規定している。

2) EoL, pp. 84–85

なお、上掲・引用文で、「[7.] …」と省略した叙述は、以下のとおりである。

「[7.] しかしながら、上記の事柄は、(前述のとおり)、ひとり信頼のみを恃みに他人に支援を与える人々についてだけ、あてはまるものであって、世間に立ちまさること (triumph)、すなわち、世間への見せびらかし (ostentation) を目的に、他人に支援を与える人々については、あてはまらない。なぜなら、人々が、信頼を恃みに他人に支援を与える場合には、人々が目指した目的、すなわち、支援を与えてやった相手方から手厚く遇されること (to be well used) が、報酬 (the reward) であるが、他方、世間への見せびらかしを目的に他人に支援を与える場合には、人々は、報酬を、己れの満足感のうちに (in themselves) もつからである」。 (p. 85)

上掲の文章は、キィケェロォの『着想について』(“Dē Inventiōne.”)・『第二編』・「第百十三」・「第三十九章」における・「報酬」(prāemium [プラァエミウム])の「請求」にかんする・下掲の論述を、念頭においているもの、と解すべきである。すなわち、

「支援 (beneficium) の見返りとして (prō [プロー]), 報恩 (grátia) を、ではなくて、支援に要した経費 (mérccēs [メェルケェース]) を請求する (pōstulet [ポォー

第七節。しかし、上記の場合には、契約は交されてはいないのであるから、自然が定めている・前掲の法にたいする違反は、侵害 (iujury) と呼ばれるべきではない。この違反は、別の名称 (すなわち) 忘恩 (INGRATITUDE)

ストウレト]人間は、恥知らずの者 (impudēns [イムプウデーンズ]) である。しかし、他面、報恩について (dē grātiā refērenda [デュー・グラァーツィアー・レエフエレンダ]) 想いを凝らす際に、金銭で (dē pecūniā [デュー・ペクウーニイアー]) 支援を値踏みする (ratiōcināri [ラァツィオーキィナアーリィー]) ことは、下劣な (sordidum [ソオルディドゥム]) 行いである。また、人は、自分が与えた支援の代償として (prō factō [beneficiō] [プロー・ファクトオー [・ベエネエフィキィオー]])、代価 (prētium [プレツィウム]) を請求してはならず、自分は支援を与えるのが習性となっている (factitātus [ファグティタァーアトゥス])、という賞讃 (hōnōs [ホノォース]) を請求すべきである。(Loeb Classical Library. Cicero in twenty-eight volumes. II. Cambridge (Mass.), Harvard U-P., Lond., William Heinemann. 1968. pp. 282-284)

ホブズは、キィケェロォの・上掲の立論のうちから、

i) 「支援の見返りとして報恩を」「請求」すべきである、とする「原則」は、自らに攝るが、

ii) しかし、「賞讃を請求すべき」という「原則」については、

α) 「賞讃」の「請求」とは、「世間への見せびらかし」のための「支援」を意味するものにほかならず、

β) したがって、かかる者にとっては、「支援」の「報酬」は、「報恩」にあるのではなく、

γ) 「賞讃」を博した「満足感」にあることになり、

δ) それゆえ、キィケェロォは、この立論において、自らの立てた「原則」に《矛盾》する、——と言いたいのである。

ただ、キィケェロォが、上記・i) のように、「支援」の・真実の「報酬」は、「報恩」であるべきである、と〈規定〉するのは、プラトォーンを深く敬愛したキィケェロォが、本稿・後出 (次号) に見る・プラトォーンの《理論》から、学んだところである、と言いうる。

を、持つ」³⁾。([1.], 等は、引用者による)

b) 上掲の・EoLが示す「自然が定めている法」の〈内容〉にたいする理解を補うための、I), 等の番号を付した語の意味を記すことが、必要である。

I) α) 'grace'なる「イングランド語」の源である「古典ラテン語」・'grātia' ([グラァーツィア]) は、

- 1) 「(他人にたいする) 好意」を、
- 2) 上記・1) の「好意」の〈対象〉、ないし、本稿・前出・4) の・「支援」、等々の「行動」の〈対象〉である人間が抱く——「好意」、ないし、「好意」に発する「支援」にたいする——「感謝」・「謝意」・「感恩の念」を、
- 3) 「感恩の念」を「原動力」とする・「報恩」の「行動」を、
- 4) 「好意」および「支援」そして「報恩」を結果するに至る「和解」・「宥和」・「赦し」を、

それぞれ、表示した。

β) 「古典ラテン語」では、上記・2) の「感恩の念」を、その対象たる「人」にたいして「抱く」ことを、——「理由」を示す場合には、'quod' ([クウオド]。「~のゆえに」) に導かれる・「直接法」ないし「接続法」の副文を伴い——「人」を「第三格」(「与格」。「誰々に」) で示して、'grātiam habêre ālicuī, quod …'. と、表示した。

1) 例えば、キィケェロォは、前・45年、弁護人としての自らに信服した者のひとり・プゥーブリュウス・ウァティーニウスに宛てた書簡・『マ [アーアルクウス]・ト [ウツルリィウス]・キ [ィケェロォ], セ [ェクストゥス]・デ [ェキィムゥス]・プ [ゥーブリュウス]・ウァティーニウス殿に。ローマにて。七〇九年[紀元前・45年。十月下旬] ("M. T. C. S. D. P. Vatīniō imperātōre. Romae, A. U. C. 709. [ānnō ūrbis cōnditae. 「ローマ市建設の・

3) EoL, p. 85

709 年に「]”』の冒頭に、つぎのように、^(したた)認めている。

「私は、弁護人としての責務を果たしましたことにつき、貴下からの謝意を受けましたが、私としましては、これを別に訝しくは存じておりません。と申しますのは、私は、貴下が万人にすぐれて感謝の心篤き方であられる、と存じて参りましたし、また、貴下がそうした方であられるのを、吹聴して已まなかったからであります。まことに、貴下は、私にたいし感恩の念を抱いて参られました (tu mīhi hābuistī … grātiam [トゥ・ミイヒイ・ハアブウイステイー・グラァーツィアム]。‘tu’は、「人称代名詞」・「第二人称」・「単数」・「第一格」(「主格」)。「mīhi」は、「人称代名詞」・「第一人稱」・「単数」・「第三格」(「与格」)。「hābuistī」は、「持つ」・「抱く」(habēre([ハアベエーエレエ])の「完了」・「第二人称」・「単数」形)にとどまりませず、また、私に、文字通り溢れんばかりに恩に報じておられる ([mīhi grātiam] rettūlistī [ミイヒイ・グラァーツィアム]・レットウリイステイー]。‘rettūlistī’は、‘réferre’⁴⁾ ([レエフェルレエ])の「完了」・「第二人称」・「単数」形)のであります。したがって、貴下の訟訴の残部につきましても、貴下は、私が、貴下のため、従前に^(かわ)渝らぬ努力と、従来と同等の奮励とを以って、責務を果たすのを、ご覧になることでありましょう。…」⁵⁾。

2) さらに、キイクエロオは、前・63 年秋に、幾度となくローマ共和制の転覆を企てた駐アフリカ総督・ルウーキウス・セエルギウス・カァティリイーイナァ (Lūcius Sērgius Catilīna) を弾劾する演説を、前後四回わたり行った。

3) 『ル [ウーキウス]・カァティリイーイナァ糾弾の弁論。第一。元老

4) cf. 本稿・本文・次出・γ)

5) “M. Tūlli Cicerōnis Epistulārum ad Familiāres Līber quīntus. XI.” (『キイクエロオの・知己たちへの書簡・第五。十一』。Loeb Classical Library. Cicero in twenty-eight volumes. XXV. Cambridge (Mass.), Harvard U-P., Lond., William Heinemann. 1979. p. 362

院にて行れしもの』。——『…。第二。人民に向かいて行れしもの』。——『…。第三。人民に向かいて行れしもの』。——『…。第四。元老院にて行れしもの』。(“*Ōrātio in L. Catilīnam p̄rīma. In Senātū hābita.*” —— “... *sécunda. Hābita ad Pópulum.*” —— “... *tértia. Hābita ad Pópulum.*” —— “... *quárta. Hābita in Senātū.*”) が、それである。

4) 『…弁論。第一』の10で、キイクエロオは、——上記・前・63年・11月6日、カァティリーイーナァが、蜂起にそなえて、払暁にキイクエロオの邸宅を襲い、これを殺害せんとしたのを、逸早く察知して、この陰謀を粉碎した旨を述べ、「カァティリーイーナァよ、情況は、かくて、汝に非なれば、汝の来りしところ・アフリカへ、去れ。これを最後に、ローマの市を出でよ。市門は、なべて、開かれてあり。…」と述べたのをうけて、

11で、こう言う。「不滅なる神々に、しかして、まさに、守護神・イオウイス [イウピイテェル]、このローマの市の・至高の守護者に、深甚なる・感恩の念を捧げずんばあるべからず。(M̄agna dīs ... Ióvī ... hābenda est ... gr̄atia, quod ...)」。そは (... gr̄atia, quod ...)、我ら、ふりかかる・かくも忌むべく・かくも怖るべく・かくも危険なる・国家の破滅を、幾度^(たび)となく、免るるをえたれば、のゆえに」⁶⁾。

γ) 上記・4) の「報恩」の「行動」をとること・「報恩する」「恩に報ずる」は、——「人称代名詞」・「第三格」(「誰々に」と、——‘gr̄atiam réferre’ (原義は、「好意を、返す」との文言で、言表された。

1) 例えば、上記・β) に掲げた・キイクエロオの・ウァティーニウス宛て書面中の‘[mīhi gr̄atiam] rettúlistī’が、それであり、

2) また、キイクエロオは、『諸責務について』(“*Dē Officiīs.*” ([デェー・

6) “*Ōrātio in L. Catilīnam p̄rīma. In Senātū Hābita.*” Loeb Classical Library. Cicero in twenty-eight volumes. X. Cambridge (Mass), Harvard U-P. Lond., William Heinemann. 1924. p. 42

オフィキイース))・「第三編」・「六十九」・「第二十節」にあって、——人は、他人に助力・支援 (beneficium) を与える時、ふつう、相手の資力は、これを顧みず、相手の人柄を見て、助力・支援を行う、と言われるが、しかし、その言は、表向きのものであって、「支援 (grātia) を与えるに当っては」、
「貧しいとはいえ、しかし、まことに徳高き人間の身の上」よりは、「富者・勢力家の地位」が「優先」せしめられるのが、実情であり、「その理由は、我々人間の意向は、たやすく・かつ、早急な返礼が見込まれる者に、傾く、というところに、ある」。

「しかしながら、事柄の自然本性が、いかなるものであるのかに、よくよく心しなければならぬ。なぜなら、言うまでもなく、当の・貧しい人間も、徳高ければ、たとえ報恩は行いえずとも (etiāmsi réferre grātiam nōn pōtest [エトイアムスイー・レエフェルレエ・グラァーツィアム・ノォーン・ポォテエスト]), 感恩の念を抱きうることは、確かである ([grātiam] habēre cērtē pōtest ([グラァーツィアム・] ハアベエーエレエ・ケエルテエー・ポォテエスト)) からである。なんびとが語ったにせよ、つぎの言は、けだし、名言である。『金銭の場合には、これを所持している者は、返却しては、いないのであり、返却した者は、所持しては、いないのである。しかしながら、支援 (grātia) については、恩に報じた ([grātiam] rettūlerit [[グラァーツィアム・] レエツトゥレエリイト]) 者は、感恩の念を抱いている ([grātiam] habēre) のであり、そして、感恩の念を抱いている者は、既に恩に報じ畢わった ([grātiam] rettūlisce [[グラァーツィアム・] レエツトゥリイツセエ]) のである』。⁷⁾

3) また、キイケエロォの同時代人・ガァーイウス・ユウーリウス・カァエサル (Cāius Iūlius Cāesar, 100 B. C.—44 B. C.) の『ガァッルリア戦役

7) Cícero : “Dē Officiis.” (Liber I. — III.) Loeb Classical Library. Cicero in twenty-eight volumes. XXI. Cambridge (Mass.), Harvard U-P. Lond., William Heinemann. 1975. p. 242

について』(“Dē Bellō Gāllicō”)・「第一編」・「第三十四節」——「第三十五節」に、ガ・ァ・ッ・ル・リ・ィ・アを占領したカ・ァ・エ・サ・ァ・ルが、西ゲルマンのスウエーベエ部族 (Suēbe) の王・ア・リ・ィ・オ・ウ・ィ・ス・ト・ゥ・ス (Ariōvistus) の許に、ガ・ァ・ッ・ル・リ・ィ・アにて、「両者の中間の・しかるべき地点を、商議のために選ば」しめる旨の口上を携えた使者を送ったのにたいし、ア・リ・ィ・オ・ウ・ィ・ス・ト・ゥ・スは、——「カ・ァ・エ・サ・ァ・ル、ア・リ・ィ・オ・ウ・ィ・ス・ト・ゥ・スと会談せんと欲さば、カ・ァ・エ・サ・ァ・ル、ア・リ・ィ・オ・ウ・ィ・ス・ト・ゥ・スの許に来たるべし」。「加うるに、ア・リ・ィ・オ・ウ・ィ・ス・ト・ゥ・ス、ガ・ァ・ッ・ル・リ・ィ・アの・カ・ァ・エ・サ・ァ・ル占領地帯に、部隊も伴わず、単身にて赴くこと、ありえず、また、部隊を、彪大なる兵糧補給も、強大な戦力整備もなきまま、一地点に集結させることも、ありえず」。「ア・リ・ィ・オ・ウ・ィ・ス・ト・ゥ・スにとり、まことに解^(け)しかぬるは、カ・ァ・エ・サ・ァ・ルが武力によりて征服し畢りたる・わがガ・ァ・ッ・ル・リ・ィ・アにて、あるいはカ・ァ・エ・サ・ァ・ル、あるいは全ローマ人民にとり、いかなる事柄が、商議の^(まど)対象たるべきか、なり。

第三十五節。この返答、カ・ァ・エ・サ・ァ・ルに伝えられたるをもって、カ・ァ・エ・サ・ァ・ル、再び、自らの口上の委託を携えし使者を、ア・リ・ィ・オ・ウ・ィ・ス・ト・ゥ・スの許に遺わす。すなわち、述べて言う。「カ・ァ・エ・サ・ァ・ルは、自らが執政職にありて、元老院より統治者にして友なる称号を賦与されし折にありてすら、ローマの人民より多大の支援 (tantum suum pōpuli que Rōmāni beneficium) を身に受けたる (ādfectus [アドフェクトゥス]) がゆえに (Quoniam [クウオニウム]), ローマ人民にたいし (Sibi pōpulō que Rōmānō) 恩を報ぜずんばあるべからず (grātiā referret [グラァーツィアム・レェフェルレト])。その報恩とは、商議に赴くよう懇懇を受けたる場合には、これを拒絶し、…。」⁸⁾。

8) “Gai Iuli Caesāris Dē Bellō Gāllicō.” (Liber I. — IV.) Boston, Ginn / Heath. 1889. p. 21

なお、ア・リ・ィ・オ・ウ・ィ・ス・ト・ゥ・スは、その後、カ・ァ・エ・サ・ァ・ルと交戦、前・68年、敗北を喫した。

4) もっとも, 'beneficium' の語意, 'gratiam referre' の語義には, また, 相異なるものも, あった。

例えば, ローマの「峻厳」を以って鳴った「風俗監察官」(censur [ケエーエンソール])・通称・大カアトオ/マァーアルクウス・ポォルキィウス・カアトオ (Mārcus Pórcius Cāto (Cato は, ポォルキィウス氏族の添え名。235 B. C. - 147 B. C.) の『農耕地の耕作について』("Dē Āgrī Cultūrā." [デェー・アグリー・クウルトゥーラー])・「第四章」・「第二」・「第五節」に, つぎのように記されている。

「第五節。以下に述ぶところが, 所領の農奴頭(vilicus⁹⁾ [ウィーリィクウス])の責務たるべきである。農奴頭は, 適切な紀律を, 用いなければならぬ。…農奴が互いに^(いさかい) 諍をなすことのなきよう, 計らわねばならぬ。いずれかの農奴が, なにらかの点で, この計らいにそむくことあれば, 適切な手段により, 傷害に応じ罰を加えなければならぬ。農奴を,^(つら) 辛き目に遇わせてはならず, 寒さに凍えさせ, 飢えに苦しませてはならぬ。作業にあたり, 農奴をよく精励せしめれば, 作業の怠惰, 他の作業への介入から, 遠ざけることを得。農奴頭, 他人にたいし悪をなすことを望まざれば, 農奴また, 悪をなさず。農奴頭, 農奴の悪行を見逃すことありとも, 領主, 坐して農奴頭に処罰を加えぬこと, ありえず。農奴の・善きことの行い (beneficium) への報いに, 農奴頭たるは, 報償を与えずんばあるべからず (gratiam referat [グラァーツィアム・レェフェラァト])。そは, 他の農奴もまた, 正しきを行んと欲するに至らんがためなり。…」¹⁰⁾。

9) 'vilicus' は, 「領主」の「所領」・「農耕地」の「現場監督」であるが, 自ら「農奴」ないし「解放農奴」であって, これの指揮下に, 他の「労働農奴」があった。

なお, 'vilicus' は, また, 'villius' の語形をもつ。'villa' ([ウィーイッルラァ]。「監督者」の管理下にある「領地」, 「農場」) に, 由来。

10) Mārcus Cāto : "Dē Āgrī Cultūrā." Loeb Classical Library. Lond., William Heinemann. Cambridge (Mass.), Harvard U-P. 1936. p. 12

δ) 'grātia' の語が, (cf. 本稿・本文への脚注・1)), 前出・I・4) のように, 「和解」・「宥和」・広義の「赦し」の意をもつことについて。

キイケェロオは, 前・74年, <転換期>の「ローマ共和国」の「元老院」(当時, それの構成員が, 法廷の「陪審員」であった)をも捲き込み・耳目を衝動せしめた・ある錯綜きわまる訴訟事件の被告人を, 法廷で弁護した。

この被告人は, アウルウス・クルウエンツィウス・ハアビトウス (Aulus Cluentius Habitus) と言い, 同名の実父の死後, 母・サアッスィア (Sassia) が再婚した・スタァーツィウス・アルビウス・オッピィアニクウス (Stātius Albius Oppiānicus) によって, サアッスィアの教唆に基づき毒殺されんとして, 前・74年これを告発したのであるが, 逆に, オッピィアニクウスから, 「アウルウス・クルウエンツィウスは, 訴訟相手の・罪なきスタァーツィウス・アルビウスに有罪判決を下さしめんがため, 現金賄賂を以って審理を誤導した」と告発され, さらに, その係争中にオッピィアニクウスが死去するや, 同名の子息によって, クルウエンツィウスは父を毒殺せりとして, 前・66年に告発された者である。キイケェロオによる弁護弁論・『陪審員にたいし・ア [ウルウス]・クルウエンツィウス・ハアビトウスを擁護する・マァーアルクウス・トゥッルリィウス・キイケェロオの弁論』 (“Mārcus Tūllī Cicerōnis Prō A. Cluentiō Habitō Ōrātiō Ad Iūdicēs.”) は, 力点を, 先行の係争においている。

先行の係争にかんして, 巷間流布され, キイケェロオもまた法廷で開陳したように, ——『アエリィユウス訴訟規定』 (“Iūs Aélium.” [ユウス・アエリィユウム]) の編纂者・セェクストウス・アエリィウス (Séxtus Aélius) を生んだ「アエリィユウス氏族」を自称し, 勝手にガァーィウス・アエリィユウス・パァエトウス・スタァィェーエヌウス (Cāius Aélius Pāetus Staiēnus) と名乗り, しかも, 《買収のきく陪審員》との悪名をはせた ——「スタァィェーエヌウスが, 審理を誤導する趣意の現金賄賂を, オッピィアニクウスから, 収受した」のであって, キイケェロオは, 「百一」・「三十七節」

で、「スタアイエーエヌウスは、クルウエンツィウスとの和解を目的に (conciľiandae grātiaē cāusā [コオンキイリイアンダァエ・グラァーツィアエ・カァウサァー]), 現金賄賂を受け取った, と語った。しかし, スタアイエーエヌウスの・この・和解 (reconciľiātio [レエコオンキイリイアァーツィオ]) という弁明と, 善人^(づら)面とは, 法廷の嘲笑を買った。それは, 丁度, この者がユウトルナァの泉の精 (Iūturna) の神殿に据えた・金^(きん)鍍金の像に浴びせられた嘲笑に似ていた。なぜなら, それらの像の台座には, 専制者らは, われの力によりて, ローマの人民と和解せしめられたりき (rēgēs ā sē in grātiām esse rēductōs), と刻まれていたからである。スタアイエーエヌウスが企てた欺瞞と奸策との・ことごとくが, 洗い出され, …かくして, スタアイエーエヌウスは, 有罪判決を受けた。…」¹¹⁾, と記している。

上掲の 'conciľianda grātia' は, 各語義のとおりでは, 「獲得されるべき好意」であるが, 後出に, 'reconciľiātio' (「和解」) と言い替えられるのは, (cf. 本稿・本・6), 前出・b), I), 4)), 「和解」・「宥和」が, 「好意」の「獲得」を結果するに至ることに, よるのである。

キイケロオは, また, 上掲に先行する弁論箇所「八十四」, 「三十一節」では, 'conciľiātio grātiaē' と「名詞」形を用いて, 同じ趣旨を述べている。すなわち,

「しかし, 陪審員諸氏よ, あなた方は, 必ずや, こう言われるにちがいない。オツピイアニクウスがスタアイエーエヌウスに現金を渡したのは, 審理を誤導することを目的にするものではなく, クルウエンツィウスとの和解 (conciľiātio grātiaē) を目的とするものであった, と」¹²⁾。

11) Cícero : "Prō A. Cluēntiō ... Ōrātiō ..." Loeb Classical Library. Cicero in twenty-eight volumes. IX. Cambridge (Mass.) Harvard U-P., Lond., William Heinemann. 1979. pp. 326-328

12) Cícero, op. cit. p. 310

なお、「動詞」‘*conciliâre*’([*コオンキイリイアアレエ*])の代りに、‘*reconciliâre*’が、また、「名詞」‘*conciliâtio*’の代りに‘*reconciliâtio*’¹³⁾が、それぞれ、用いられても、〈同義〉である。

例えば、同じキイケエロオは、『ガ [アーユウス・] ラアビイーリュウス・ポオストウムウス擁護の弁論』(“*Prō C. Rabīriō Pōstumō Ōrātio.*”・「第三十二」・「第十二章」で、駐シリア総督であったアウルウス・ガアビイーニウス(*Āulus Gabīnius*)が、紀元前・58年に、エジプト王・プトオレエマアアイオス・アレクサンドロオス(*Πτολεμαῖος Ἀλέξανδρος*)の没後、一族であって王座を襲ったプトオレエマアアイオス・アウリイテエース(*Πτολεμαῖος Ἀύλιτης*)を支援した廉で訴追を受けたさい、ガアビイーニウスを法廷で弁護した旨を、述べているが、弁護の理由を、傍聴席に居た親友・ガァイウス・メエムミイウス(*Cāius Mēmnius*)に、つぎのように語っている。

「ガァイウス・メエムミイウスよ、私がガアビイーニウスを弁護した理由は、和解(*reconciliâtio grātia* [*レコオンキイラァツイオ・グラァーツィアエ*])であった。なぜなら、私にとっては、永遠に^(とわ) ^(かわ)渝らぬ支情を抱くためには、友人にたいする敵意の滅び行くことは、ななら惜しむべきではないからである」¹⁴⁾。

また、キイケエロオは、『[自らの亡命より] 復帰後の・ローマ市民にたいする弁論』(“*Ōrātio Post Rēditum ad Quirītēs.*” [*オーラァーツィオ・ポオスト・レドイトウム・アド・クウイリイーテエース*])の「第十三」・「第十

13) cf. 前出・脚注・1), および、それを付した・本稿・本文。

14) Cícero : “*Prō C. Rabīriō Pōstumō Ōrātio.*” Loeb Classical Library. Cicero in twenty-eight volumes. XIV. Cambridge (Mass.) Harvard U-P., Lond., William Heinemann. p. 395

五節」では、‘reconciliatiōnēs gratiārum’ と、「複数」形を用いている¹⁵⁾。

ε) 「中世ラテン語」では、‘grātia’ は、「古典ラテン語」での語意の中から、「好意」、「支援」、「容赦」、「赦し」を継承したが、多くは、「神学」上の語義で用いられ（「神」・「教皇」からの「恩寵」, 等）, 「古典ラテン語」にあっての・その他の語意は、‘grātītūdō’（[グラァーティトゥーウドォ] c. 1182, 1610）の語によって、表わされた。

ζ) EoL が「第七節」で用いている ‘ingratitude’ は、上記・I), α), 3) の語意の・上記・ε) の語に、「否定」の「前綴」・‘in’ を付した「中世ラテン語」・‘ingrātītūdō’ (c. 1125, c. 1540) に由来することは、言うまでもない。

II) α) ‘favour’ なる「イングランド語」が由来する「古典ラテン語」の「名詞」・‘fāvor’（[ファウォル]）は、「動詞」・‘favêre’（[ファウエーエレエ]）。「(ある人/ある物に)好意を寄せる」/「優遇する」, 「肩入れする」, ; 「促進する」; 「支える」), および, ‘favêre’ と同系の「動詞」・‘fovêre’（[フォウエーエレエ]）。「養う」, 「育む」, 「支える」, 「優遇する」, 「支持する」) に発し, 「支持」, 「貢献」, 等を, 意味するものであった。

β) それゆえ, EoL に用いられている・‘favour’ の語は, 「支持」と理解すべきである。

なお, 「中世ラテン語」の ‘fāvor’ は, 「寵兒」, 「好物」, 等, 「好意」・「優遇」の〈対象〉を, 表示した。(c. 1160, etc.)。

III) 「イングランド語」の「動詞」・‘benefitt’ は, その源を, 「古典ラテン語」・‘benefācere’（[ベエネエファケエレエ]）に, 溯る。

1). ただし, 「古典ラテン語」では, 「形容詞」・‘bōnus’（[ボォヌゥス]）。「良い」, 「美しい」, 「好適な」, 「すぐれた」, 「高貴な」, 「役に立つ」, 「正しい」,

15) Cícero : “Ōrātiō post Rēditum ad Quirītēs.” Loeb Classical Library. Cicero in twenty-eight volumes. Cambridge (Mass.) Harvard U-P., Lond., William Heinemann. XI. p. 116

「徳高い」, 「好ましい」, 等) に由来する「副詞」・‘béne’ ([ベエネエ]) の語と, ‘fácere’ ([ファケエレエ]。造る, 「生み出す」, 「獲得する」, 「行なう」, 等) の語とは, <分離> して, ‘béne fácere’ と表記するのを, よし, とした。

2) さて, ‘béne fácere’ は, α) 「うまくやる」, 「うまくいく」, (薬剤について) 「良く効く」, 「治癒性能が高い」の意をもち,

β) また, <挨拶語> として (例えば, 「…の儀, 感佩仕り候」), 用いられたが,

3) さらに, 「善行をなす」, 「慈善を施す」, 「恩恵を与える」, 「好意を示す」, 「親切を行なう」, 「世話をする」, 「面倒を見る」, 「支持を与える」, 等の語意を, 有した。

4) ‘fácere’ が, 「第二人称」・「直接法」形をとり, 「現在」・「単数」形で ‘béne fácis’ ([ベエネエ・ファキイス]), 「完了」・「複数」形で ‘béne fáclistis’ ([ベエネエ・フェキイスティス]) となる時は, <謝辞>, <友情表明語> (例えば, 「御の字」, 「ありがたし」) であった。

5) 「古典ラテン語」で, 例えば上記の ‘fácere’ の語は, ‘fícere’ ([フィケエレエ]) という別形をもつ。(‘-a-’ 音は, 開口子音・例えば, ‘-c-’, 閉鎖子音・例えば, ‘-p-’ の前で, ‘-i-’ 音に弱まる。他の例。‘cápere’ ([カァペエレエ]。とらえる, 「つかむ」, 等) の別形は, ‘cípere’ ([キィペエレエ]) 。

そして, ‘béne’ + ‘fácere’ = ‘béne’ + ‘fícere’ なる「動詞」から, 「名詞」・‘benefícium’ ([ベエネエフィキウム]。好意; 「親切」, 「友情」, 「施恩」; 「善行」; 「慈善」; 「斡旋」, 「調停」, 「仲裁」; 「(親切/友情から発する) 助力」, 「尽力」, 「援助」, 「支援」; 「国家」による「表彰」・「厚過」; 「栄誉」, 等の授与; 「特権」, 「特典」) が生じ, おそらく, 「古・フランス語」(AF) の「名詞」・「動詞」‘benfet’ を経て, 「イングランド語」の「名詞」・‘benefit’ (c. 1350), 「動詞」‘benefitt’ となったもの, と思われる。

6) EoL が用いている・「動詞」・‘benefitt’ は, 上記・3) の語意のうち, 「支援を与える」, の意と解されるべきであり,

7) したがって、後出の「名詞」・‘benefit’は、「支援」の意である。

8) なお、この語義が、次・IV) の・「力を併せる」(contribute), 「助力」(assistance) の語と、〈呼応〉することは、言うを俟たない。

IV) 「イングランド語」・‘contribute’の源・「古典ラテン語」の‘contribúere’([コントリーブウエレエ])は、ローマ自由市民の・三つの根源部族(Rámnēs([ラームネエース]), Títiēs([ティティエース]), および, Lúcerēs([ルウケレエース]))の一つを表わす・‘tribus’([トリーブウス])なる「名詞」から発した「動詞」・‘tribúere’([トリーブウエレエ]。「配分する」, 「分与する」; 「容認する」; 「責を帰す」, 等)に、「前綴」として「前置詞」・‘cum’([クウム]。「と共に」)から生じた‘con-’が付された「合成動詞」であるところから、「(分散しているものを)統合する」, 「合体させる」, 「結合させる」, の意であった。

EoL の・‘contributeth to the power …’の言句は、「…力に力を併せる」と解するのが、適切である。

V) この・‘benefit’の語については、上記・III) を、参照戴きたい。

VI) 「イングランド語」・‘charity’は、「古典ラテン語」・‘chāritās’([クハアリータース])ないし‘cāritās’([カアリータース]。「(物品の)高価」; 「高い評価」, 「深い尊崇」, 「愛着」)に由来するが、これらの「古典ラテン語」は、‘chāritās’の語形から見て、さらに、「古ギリシャ語」の‘χάρις’([クハアリス]。語義は、「古典ラテン語」の・前出・I)の‘grātia’に相当)に、源を溯るものであり、EoLでは、‘grātia’の語意のうちの・「報恩」ないし、それに相当する「返礼」の意で、用いられている、と解すべきである。

7) さて、EoLが提示している・前掲の「自然が定めている法」は、DC・L以降に、趣意においては〈不変〉であるが、表現を別にしても、現われる。

a) DC・Lは、『[第一部・]自由』・「第三章」・「第八節」を、つぎのように記している。

「第八節。自然ニシタガウ法の・第三の教えは、君ハ、君カラ報恩トシテ

ノ支援ヲ受ケラレルモノト信頼シテイルバカリニ (*fiduciâ* [フィードウ・キアー]), 君ニ先ンジテ (*prior* [プリーオル]) 君ニ支援ヲ与エタ (*beneficerit* [ベエネエフィケエリイト]) 人ヲ, 支援ヲ与エル以前ヨリモ不利ナ身ノ上ニ, ^(オトシイ) 陥レルコトガ, アツテハナラナイ。言イ換エレバ, ナンピトデアレ, 他人カラ支援 (*beneficium* [ベエネエフィキュウム]) ヲ受ケル者ハ, 必ズ, ソノ支援ヲ与エテクレタ人ガ, 当ノ・与エタコトヲ, 当然ノコトナガラ (*méritò* [メエリイトオー]) 後悔スル (*paenîteat* [パエニイテエアト]) コトノナイヨウニ, 努力スル熱意ヲモツテ (*ânimo nîtendi* [アニイモオー・ニイテエンディー]), 支援ヲ受ケルノデナクテハナラナイ, である。なぜなら, この教えがなければ, 自分が与えた支援がわが身に戻らず空しくなることを知りつつ, 相手に先んじて支援を与えるような人は, いずれも, 理性に反する (*côntrâ ratiônem* [コォントラー・ラァツイオー・オネエム]) ことをしていたことになるからであり, そしてまた, そうであっては, 人間のあいだで, 支援を与え合うこと (*beneficéntia* [ベエネエフィケエンツィア]), 報恩を信頼し合うことのごとくと, 同時にまた, 赦し (*beneuoléntia* [ベエネエウオレエンツィア]) のことごとくとは, 払拭されざるをえないからであり, また, 人間のあいだに, 相互の協力 (*mûtua ops* [ムウトウ・ア・オプス]) も, なに一つ・存在することができず, 万人に敵対する万人の戦争に代って和解 (*grátia conciliânda* [グラァーツィア・コォンキイリイアング]) が芽生えること (*inítium* [イニイツィウム]) も, なにら, ありえなくなるからである。このところから, 戦争の状態 (*státus bélli* [スタァトウス・ベェツルリイー]) が, 必然に [p. 112] 存続することになるのであって, これは, 自然ガ定メテイル・基本トナル法ニ反するものである。ところで, 前掲の法にたいする違反は, もとより, 約束の違反ではなく, ないしは, 契約内容の不覆行ではないのであるから, (なぜなら, 人と人との間の契約は, なんら, 含まれていないからである), したがって, 侵害 (*iniûria* [インユウ・リイア]) トハ名づけられないのが, 通例であり, 支援ヲ与エルコトト, ソレ

ニタイスル報恩トハ、相互関係にあるところから、この法にたいする違反は、忘恩 (INGRĀTITŪDO [イングラァーティトゥーウドォ]) と呼ばれるのである」¹⁶⁾。

b) ア) EoL にあっては、「自然が定めている法」は、「…不利ナ身ノ上ニ(オトシイ) 陥レレルコトガアツテハ、ナラナイ」という〈禁止〉となって現われていたが、

イ) DC・L では、i) ひとたびは、EoL とひとしく、「…不利ナ身ノ上ニ、(オトシイ) 陥レレルコトガアツテハ、ナラナイ」と〈禁止〉として言表されるものの、

ii) 同時にまた、「…支援ヲ与エテクレタ人ガ、当ノ・与エタコトヲ、当然ノコトナガラ後悔スルコトノナイヨウニ、努力スル熱意ヲモツテ、支援ヲ受ケルノデナクテハナラナイ」と、「努力スル熱意」を要求する〈命令〉の形式で表明されている。

ウ) この形式は、以下に見るとおり、Lev・E、Lev・L によって踏襲される。

i) Lev・E (「第一部」・「第十五章」・「第十六パラグラフ」)

「正義が、先行する契約に依存するように、先行する好意 (Grace)、言い換えれば、先行する・無償の利益供与 (Free-gift) に、依存するのが、報恩 (GRATITUDE) であり、この報恩が、自然が定めている・第四の法であって、下記の掟て (this Forme) として心に抱かれることができる。すなわち、他人カラ、全クノ好意 (*meer Grace*) ニ発スル支援 (*Benefit*) ヲ受ケタ人ハ、己レニ支援ヲ与エテクレタ相手ガ、自分ノ施シタ恩恵 (*his good will*) ヲ、当然ノ理由 (*reasonable cause*) ニヨツテ後悔スル (*repent him*) コトノナイヨウニ、[与エラレタ支援ニタイスル報恩ニ]努力セヨ。なぜなら。なんびとも、自分にとっての利益を目的とするのでなくては、他人に利益を与える

16) DC・OW, pp. 111–112 ; DC・OL, p. 186.

ことは、しないものであって、その理由は、他人にたいする利益供与は、自分の意志に発する行動であり、あらゆる行動にあって、行動の目的は、各人にとり、自分自身にとっての・よいものなのである。したがって、もし、人々が、自分の支援行動はわが身にとって無駄になることを見てとれば、赦し (benevolence) ないし信頼 (trust) が芽生えることはなくなり (no beginning), また、その帰結として、相互協力 (mutual help) も、さらに、人と人との和解 (reconciliation) も、芽生えることはなくなるのであって、それゆえ、人々は、依然として、戦争 (War) ノ身の上に留まらざるをえないが、しかし、戦争ノ身の上に留まることは、人々にたいし、平和ヲ追求セヨ、と命じている・自然が定めている・第一の・基本となる法に背くものである、からである。前掲の法にたいする違反は、忘恩 (Ingratitude) ト呼ばれる。すなわち、不正義 (Injustice) が、契約による [履行の] 責務にたいしてもつ関係と、忘恩が、報恩 (Grace) にたいしてもつ関係とは、相等しいのである」¹⁷⁾。

ii) Lev・L (「第一部」・「第十五章」・「第十四パラグラフ」)

「正義が、先行する契約に依存するように、先行する好意 (gratia [グラァーツィア]) に依存するのが、報恩 (gratitudo [グラァティトゥードォ]) であって、この報恩が、自然にしたがう・第四の法であり、その法は、下記の教えで言い表わすことができる。すなわち、他人カラ無償デ (gratis [グラァーツィース]) 支援 (beneficium [ベェネェフィキユウム]) ヲ受ケタ人ハ、自分ニ支援ヲ供与シテクレタ人ガ、当ノ支援供与ヲ、当然ノ理由 (iusta causa [ユウースタァ・カァウサァ]) ニヨリ後悔スル (paenitendi [パァエニイテェンディー]) コトノナイヨウニ、[受ケタ支援ニタイスル報恩ニ] 努力スル (conari [コォーナァーリィー]) ノデナケレバ、ナラナイ。なぜなら。意志に

17) Lev・E, p. 209

発する行動ことごとくの目的は、当の・意志する人にとっての・よいものであるから、なんびとも、自分自身にとっての・よいものを考慮しなくては、他人に支援を与えることは、ない。もし人々が、自分にとっての・報恩という・よいものは、これを期待しても無駄であることを、悟ることになれば、支援の芽生えること (beneficiendi initium [ベエネエファキエンディー・イニイツィウム]) が、あるはずもなく、また、相互の信頼 (cōfidentia mūtua [コォーンフィーデエンツィア・ムウートウア]) が芽生えることも、相互援助 (mūtui auxiliī [ムウートウイー・アウクスィリィイー]) も、これまで戦争の身の上にあって敵対していた人々の間の和解 (reconciliatio inter inimicōs [レェコォンキィリィアーツィオ・インテェル・インイミィーコォース]) も、芽生えるはずはなく、したがって、人々は、戦争の身の上にとまらざるをえない。[p. 117] しかるに、そのことは、平和が追求されなければならぬ、と命じている・自然が定めている・第一の法に背くものである、からである¹⁸⁾。

8) 上掲のようにして、 a) 「人類の交流と仲間関係」としての「カマン-ウェルス」・「国家」の「設立」・〈存続〉は、

ア) 「カマン-ウェルス」を形成する「各人」の・「契約」に《基づく》「行動」にかかわっては、「自然が定めている・第三の法」(Lev・E, Lev・L) への・「各人」の「行動」の〈服従〉と、

イ) 「契約」を《またざる》「行動」にかかわっては、「自然が定めている・第四の法」への・「各人」の「行動」の〈服従〉とに、

ウ) 《依存》するものである。

b) しかしながら、ア) i) 本稿・III——D, 前出・1), a) と《ひとしい》根拠によって、

18) Lev・L, pp. 116—117

ii) α) 上記・「第四の法」にたいする・「各人」の「行動」の〈服従〉——すなわち、自らに〈与えられた〉総じて「支援」にたいする・「感恩」に発する「報恩」という〈見返りの「支援」〉——もまた、

β) 「各人」の「心の在り方」, 「人間としての生き方」の《表出》でなければならない。

イ) とりわけて、 i) 「自分にとっての・よいもの」にたいする「欲求」の「情念」と〈一体不可分〉ではあれ、「好意」から流れ出る「支援」と、これに〈呼応〉する〈見返りの「支援」〉とこそが、

ii) 「人類の交流と仲間関係と」を形成し、

iii) それゆえ、まさにかかるものとしての「カマン-ウェルス」・「国家」の「設立」・〈存続〉を、《生み出す》のであってみれば、なおのことである。

ウ) EoL 以外の三著作にあって、 i) 前掲の「法」が、「努力スル熱意」, 「努力」を〈命令〉しているのは、

ii) 上記・イ) の理由により、「心の在り方」, 人間としての「生き方」が、この「法」に現われたもの、と見なければならない。

c) ところで、ア) 「第四の法」をめぐる・ホブズの《思考》は、プラトーンの対話篇・『ゴオルギイアース』中の・ソークラテースと、プラトーンがアトヘエーナアイの新人政治家として設定したカアッリクレーエスとの間の対話の中心主題から、《着想された》もの、と解され、

イ) すなわち、アトヘエーナアイの「国家制度」たる《人民 (δῆμος ([デューエモオス])) 主権》と、これと融合した・この「ポオリイス」特有の《Δῆμος (「人民」) 崇拜》および《Χάριτες¹⁹⁾ 崇拜》とに基づく・プラ

19) sg. ・'χάρις' は、「古典ラテン語」の 'grātia' に対応。「好意」, 「支援」, 「感恩」, 「報恩」。cf. 本稿・本・6), b), 前出・VI))

トォーンの・「好意」——「支援」——「感恩」——「報恩」の〈構造〉をもつ《理論》に、《依拠》している、と解して失当では、ない。

本稿は、本・III——D, 次・9) 以下にあって、プラァトォーンの・その《理論》を含む論述を、分析の対象とすることになる。

(本・(III——D, 9) 以下は、次号・以降)

『価値形成基体』と『労働時間』 III. (9) —— 10))

9) さて、ここで、さきにその概略を見た・〈社会的分業〉と「交換」とについての・プラァトォーンの所論〈から〉、スミスにあって、「商品」の「使用価値」と「交換価値」とが〈生産〉〈形成〉されうる《論理上の根拠》は、いったい、いかなるものであったかを、〈探り出す〉作業に、入らねばならぬ。

a) プラァトォーンの論述にしたがえば、

ア) 「例えば農耕夫」は、 i) 自分ひとりが「必要」とする——すなわち、自分にとって「使用価値」を有する——「量」の「食糧」(仮りに、〈一日〉につき・3 kgの〈小麦〉とする)を「確保」・「生産」するために、

ii) (プラァトォーンは、数字を用いて例示しているわけではないが)、〈一日〉あたり・2「時間」で〈測られる〉・「農耕夫・労働」の「量」を、「支出」するものとする。

イ) しかし、「農耕夫」は、 i) 自らもその中に組み込まれた・〈社会的分業〉のゆえに、上記に加えてさらに、

ii) 〈他の・三人〉の〈生産者〉のために——なぜなら、この〈三人〉ともに、「食糧」は各自が「生産」せず、したがって、「食糧」にたいする「必要」にあって《不充足》であるから、——

iii) 同じく、〈一日〉につき・3 kg ずつ、そして3人分の「量」の・「使用価値」を有する「食糧」をも、「確保」・「生産」しておかなくてはならない。

ウ) それゆえ、「農耕夫」は、〈一日〉あたり・2「時間」+ (2「時間」× 3) = 〈一日〉あたり・8「時間」の・「農耕夫・労働」の「量」を「支出」し、〈一日〉につき、計・12 kg の・「食糧」の「量」を「確保」・「生産」するのであって、

エ) この・〈一日〉につき・8「時間」が、プラトーンにより、「四倍の継続時間、すなわち、四倍の労働を、支出する」、と言われている事柄である。

b) つぎに、ア) 〈一年〉の〈労働日数〉を300日とし、

i) 「農耕夫」は、〈一年〉につき、8「時間」×300=2,400「時間」の・「労働」の「量」によって、

α) しかし、12 kg×300=3,600 kg では、なく、

β) 〈社会的分業〉の「仕方」によらずに、「人間ひとりひとり」が、「食糧」をも「家屋」をも「衣服」をも「履物」をも「生産」せざるをえない・「自給自足」の「仕方」をとる場合に比して、

γ) 〈社会的分業〉が生み出す「労働の生産力にあつての進歩」に基づき、

δ) 仮りに、12,000 kg の「食糧」を、「確保」・「生産」するもの、とする。

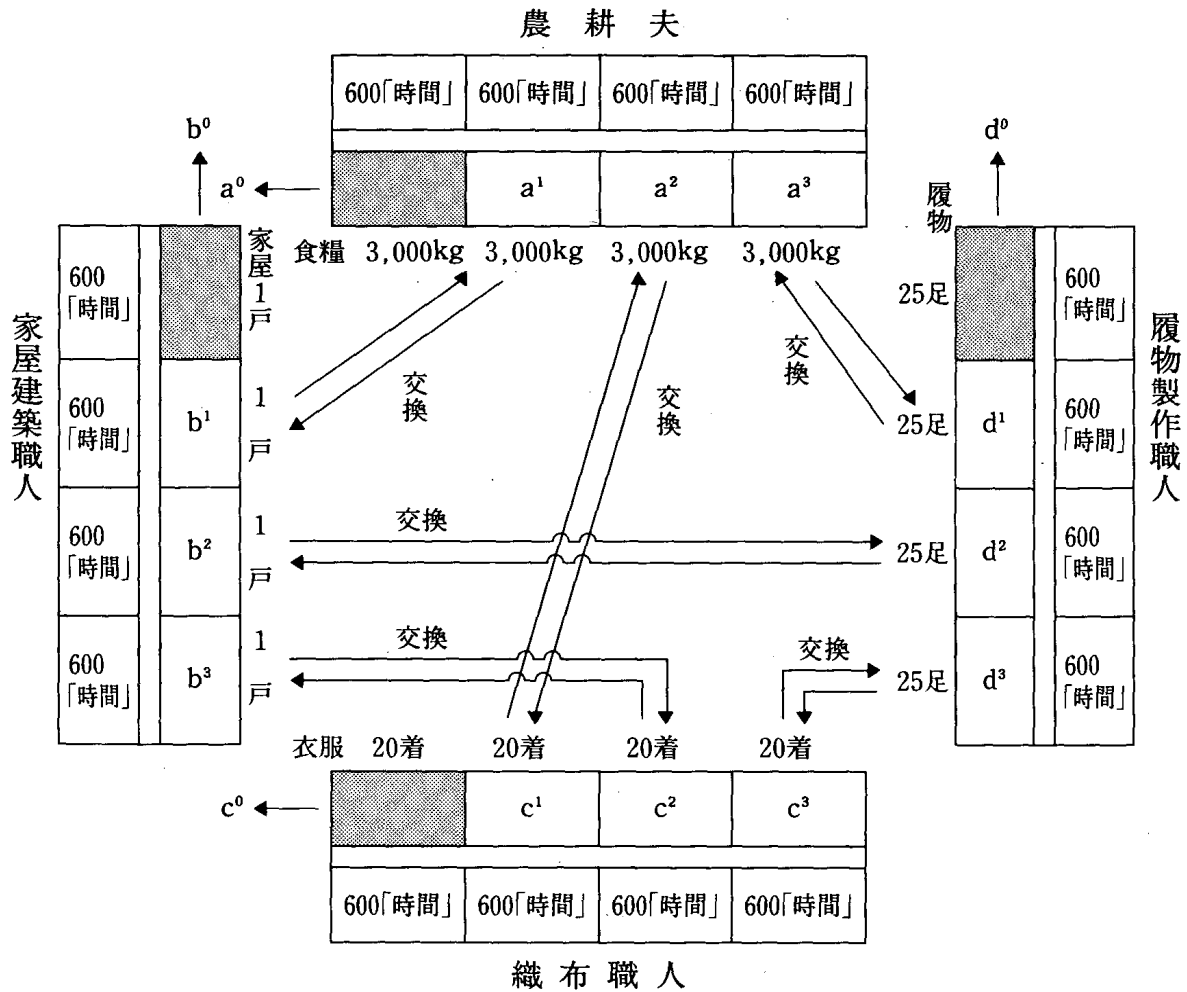
ii) しかし、プラトーンが α) 「例えば (οἶον [ホオーオイオン]), 農耕夫は、…」、としていることは、

β) 「家屋建築職人」も、ひとしく、自らの・「居住」の「必要」を「充足」せしめるための「家屋」・1戸と、

γ) 加えるに、〈他の・三人の生産者〉がそれぞれ「必要」とする「家屋」・計・3戸と、

δ) 合して、「家屋」・4戸を、「確保」・「生産」するために、

ε) 〈一年〉につき、2,400「時間」の・「家屋建築職人・労働」の「量」を「支出」し、



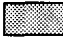
5) したがって、自らが「必要」とする「家屋」・1戸を「確保」・「生産」するのに、 $\frac{2,400}{4}$ 「時間」=600「時間」の「労働」の「量」を「支出」する、——ということであり、

iii) 同ようにして、 α) 「織布職人」は、〈年間〉に、総計・2,400「時間」の「織布職人・労働」の「量」を「支出」して、総計・80着の「量」の「衣服」を「確保」・「生産」し、

β) 「履物製作職人」は、〈年間〉、総計・2,400「時間」の「量」の「履物製作職人・労働」を「支出」して、総計・100足の「量」の「履物」を「確保」・「生産」する、——ということである。

c) さて、そこで、こうした「量」と、それぞれの「使用価値」とを有する各「労働生産物」が、本稿・前出・II・8)の《根拠》によって、「交換」

されくざるをえなくなる) 時, その「交換」とは, <図示> すれば, 左記のようになるはずである。

左図で,  は, 各「労働生産物」の「量」のうち, 当該<生産者>に<取得・留保>されて, その「必要」を「充足」させる「量」を, それぞれ, 表わす。

ア) 上掲の・「交換」の《図》は, 既に知られたとおり, プラトーンによって,

i) 「私たち人間が, ひとりひとりでは, 自給自足することができる者ではなく, したがって, 多数の人々の協力を入用とするものであるから」,

ii) <社会的分業>による・「生産」の「仕方」が, 《必然》であり,

iii) そして, それゆえ, 「私たち人間は, もはや, ただ, 互いに, 一方は, 他方の必要を充足させるために, 他方は, また, 一方の必要を充足させるために」,

iv) 「人と人が互いに, 総じて物を, 分かち取る」・即・「分かち与える」ことが, さらにまた, 《必然》である, とされていることを,

v) 《語り出ている》ものに, ほかならない。

イ) そして, スミスは, この《図》が《語り出ている》意味を,

WoN・『第一編』・「第五章。商品一般ノ・現実ノ価格ト, 名目上ノ価格トニツイテ, 別名, 商品一般ノ・労働デ表ワサタレ価格ト, 貨幣デ表ワサレタ価格トニツイテ」 (“Book I. CHAPTER V. *Of the real and nominal Price of Commodities, or of their Price in Labour, and their Price in Money*” の冒頭からの所論にあつて, こう《把握している》。

[第1パラグラフ] 「…。 [2.] [a.] しかし, [社会的] 分業が, いったん, 万遍なく行きわたってしまつてからは, 総じて人間の・自分自身の労働が当人に自給させることができるのは, 人間にふさわしい生活をおくるための必需物, 便宜物, および, 生活を快適ならしめる物の・ごく僅かな部分にすぎない。 [2.] [b.] 総じて人は, 上記の物の・大部分を, 多数にのぼ

る・ほかの人々の労働から、導き出すほかは、なく、…」⁴⁷⁾。

ウ) すなわち, i) 上掲・「第五章」で, 主として, 「商品」の「価格」・「交換価値 [の・大きさ]」が, 「労働」の「量」によってと, 「貨幣」の「量」によってと, <二様に>表示されることにかかわって, 論述を行わんとするスミスの《眼前》にあるのは, 前掲の《図》であり,

ii) いな, WoNの先行章・「第四章」の終り近い・「第 13 パラグラフ」にあって,

「注意しなくてはならないことであるが, 価値 (VALUE) という語は, 二つの・相異なった語義を有しており, すなわち, ある時には, いずれか・個々の物の有用性 (the utility) を表現し, また, ある時には, その・ある物の所持が (the possession) [所持者に] 入手させる (conveys) ところの・ほかの財貨 (other goods) [の量] を獲得する力 (the power of purchasing)⁴⁸⁾ を

47) WoN., The Glasgow Edition. I., p. 47

I [2.] [a.] But after the division of labour has once thoroughly taken place, it is but a very small part of these with which a man's own labour can supply him.

[2.] [b.] The far greater part of them he must derive from the labour of other people, ...¹¹.

WoN. は, スミスの口述による, とされるが, そのためか, 論述に, <文章上の不備> が, 少なくないし, また, 用語 [・概念] の意味が, <特有> であるので, 本稿では, 関係の文章を, The Glasgow Edition (校訂者・W. B. Todd) に依拠し, かつ, 全文, 掲げることにした。

48) 'purchase' なる「イングランド語」(「動詞」, 「名詞」) は, 「古典ラテン語」における「前綴」の一つ・'por' (「反対方向から, そこへ向かって」, 「そこへ達するまで」の意。「中世ラテン語」では, 'por' のほかに, 'pur' と綴られた) に, 「中世ラテン語」の「動詞」・'chacîre' ([クハアキイーイレエ]。「追跡する」), および, 「名詞」・'chácia' ([クハアキア]。「追跡」) が「語幹」として結合した「合成語」であって, 上記の「前綴」と「語幹」との原意から, 「獲得する」の語意を, もった。

なお, この「合成語」には, 'por'/'pur'+ 'chachea', 'chascia', 'chasea', 'chasia', その他, 多くの<別形>があり (12 世紀-15 世紀), 'purchase' は, <別形> に発するものである。

表現する。前者の価値は、『使用上の価値』と呼ばれてもよいし、後者のそれは、『交換上の価値』と呼ばれてもよい⁴⁹⁾、と述べてるように、——「交換上の価値」とは、「あるものの所持が〔所持者に〕入手させるところの・ほかの財貨を獲得する力」である、と〈規定〉する時のスミスの《眼前》にあるのも、

iii) 前掲の《図》である。

d) しかしながら、スミスは、ア)「第四章」の末尾においては、——〈なげにゆえに〉、「いずれか・個々のもの」が、「有用性」・「使用上の価値」を有するのであるか、——その〈根拠〉たる〈論理〉は、〈示していない〉。

イ) それを〈示す〉に至るのは、ようやく、「第五章」の・しかも「第2パラグラフ」にあって、である。

ウ) その間の経緯は、以下のものであるはずである。

i) スミスは、「第五章」・「第1パラグラフ」において、

α) まず、「章題」に即して言えば、「商品ノ・現実ノ／労働デ表ワサレタ／価格」とは、〈いかなる〉ものであるのか、

β) ないしは、「商品」が有する「価値」(the Value)・「交換価値 [の・大きさ]」(the exchangeable value) とは、〈なに〉であるのか、について、

γ) 前掲の・「第四章」末尾の〈規定〉にしたがい、

δ) 「交換価値 [の・大きさ] は」、「[多数にのぼる・ほかの人々の] 労働の量のうち、当の商品が〔それを所持している・〕その当人に、獲得することを得さしめ、すなわち、支配することを得さしめる量と、同等である」とした後に、初めて、

ii) α) しかし、〈いったい〉、この・「交換価値 [の・大きさ]」の〈規定〉の〈根拠〉たる〈論理〉は、〈いかなる〉ものであるのか、

49) WoN., p. 44

β) 再言すれば、——「商品」の・〈ある〉「量」が、「ほかの人々」の「労働の量」の〈ある〉「量」を、「獲得する」・「支配する」、そうした「力」をもつ、とは、〈いかなる論理〉を〈根拠〉にするものであるのか、——を、

γ) 提示することの〈不可欠〉を自覚するに至ったのであって、

δ) そこで、スミスは、「第五章」の「第2パラグラフ」にあって、本稿・次・10) が示す・前掲の〈規定〉の〈根拠〉たる〈論理〉に合致する論述を、行うことになるのである。それゆえ、

10) 本稿が、以下に、プラトーンの所論にしたがう・あの「交換」の《図》に基づいて究明するのは、〈ある〉「量」の「商品」の「交換価値〔の・大きさ〕」にかんする・スミスの〈規定〉の〈根拠〉となる〈論理〉である。

a) 前掲・《図》に見るとおり、「農耕夫」は、ア) i) 600「時間」の「農耕夫」・労働」の「生産物」たる・3,000 kgの「食糧」の「使用価値」は、自分の手許に〈取得・留保〉しており、「農耕夫」の・「食糧」にたいする「必要」は、「充足」されているけれども、

ii) しかし、「家屋」・1戸；「衣服」・20着；「履物」・25足という「使用価値」にたいする・「農耕夫」の「必要」は、《不充足》であって、

iii) これは、〈社会的分業〉の・《必然》の〈帰結〉であることは、既に知られている。

イ) つぎに、i) しかし、上記の・〈三種類〉の「使用価値」にたいする「必要」の《不充足》は、〈他の・三人〉の〈生産者〉にあっても、〈全く同一〉であり、

ii) これが、前掲・《図》における・ a^1 と b^1 との「交換」の； a^2 と c^1 との； a^3 と d^1 との； b^2 と d^2 との； b^3 と c^2 との；それぞれの「交換」の《必然》の〈根拠〉であった。

b) さて、ここで〈問う〉べきは、上に見た「交換」とは、いったい、〈なに〉であるのか、である。

ア) i) 「農耕夫」にとって、「家屋」・1戸が「必要」である、とは、

ii) 「農耕夫」が、「家屋」・1戸のもつ「使用価値」・「有用性」を、「必要」としていること、である。

iii) 「家屋建築職人」にとって、「食糧」・3,000 kgが「必要」であることの《意味》もまた、もとより、上と〈同じ〉であり、

iv) 〈社会的分業〉と「交換」との関係の中にある〈すべての生産者〉について、その《意味》は、〈共通〉である。

イ) それゆえ、 i) 「農耕夫」にとり、「家屋」・1戸にたいする「必要」が《不充足》であることから〈帰結〉するのは、

ii) α) 当の「必要」を「充足」せしめることは、「農耕夫」にとり、《必然・不可避》であり、

β) すなわち、自らにとり「有用性」・「使用価値」を有する・「家屋」・1戸・(b¹) を、「家屋建築職人」の全「労働生産物」(「家屋」・4戸 (b⁰, — b³) のうちから、——プラトォンの表現を以ってすれば——自らに「分かち取る」(μεταλαμβάνειν) ことは、《必然・不可避》である、ということであり、

iii) しかし、また、 α) 「家屋」・1戸を、《必然・不可避》に、自らに「分かち取る」ために、

β) 「農耕夫」が、自らが〈保持〉する「食糧」・a⁰ —— a³の中から、(「家屋」・1戸の「量」の「確保」・「生産」に「支出」された・「家屋建築職人」・労働」・600「時間」と《等量》の)「農耕夫」・労働」がその「確保」・「生産」に「支出」されている「食糧」の「量」・3,000 kg・(a¹) を、

γ) 「家屋建築職人」に、「分かち与える (μεταδιδωναι)」ことも、《必然・不可避》である、——ということであって、

iv) そして、もとより、上記の事情は、「家屋建築職人」についても、また、〈他〉の〈生産者〉についても、〈全く同じ〉である。

ウ) このようにして、 i) α) 〈四人〉の〈生産者〉・すべての〈各々〉が、 β) 〈相互に〉、自らにとって「必要」が《不充足》であり、したがって、

「欲求」の対象である・〈他〉の〈生産者〉の「確保」した全「労働生産物」の〈ある〉「量」を、《必然・不可避に》自らに「分かち取る」ために、

γ) 《必然・不可避に》; 〈自己〉の「確保」した・全「労働生産物」の〈ある〉「量」を「分かち与える」——その《必然・不可避》とは、

δ) とりもなおさず、

ii) α) その・〈相互に〉「分かち取」られ・「分かち与」えられる・各〈生産者〉の各「労働生産物」の〈ある〉「量」なるもの（前掲・《図》について言えば、 a^1 と b^1 、また、 a^2 と c^1 と、等々）が、

β) 〈相互に〉、〈他〉の「労働生産物」の〈ある〉「量」を、

γ) 「獲得」する・〈ある〉「範囲」の『力』をもっていることであり、それを「支配」する・〈ある〉「範囲」の『力』をそなえていることであるに《ほかならない》のである。

エ) それゆえ、 i) 前掲・《図》における「交換」とは、

ii) α) 各〈生産者〉の各〈生産物〉の〈ある〉「量」の——上記の・〈ある〉「範囲」の「力」による——〈相互〉の「獲得」・「支配」であり、

β) あるいは、各人〈生産物〉の〈ある〉「量」が、〈他〉の〈生産物〉の〈ある〉「量」の「確保」・「生産」に「支出」された・「時間」によって〈測られる〉・「労働」の〈ある〉「量」を、「獲得」・「支配」すること、であり、

γ) ないしは、逆に、上記・β) の・「労働」の〈ある〉「量」が、それと《等量》の「労働」が「支出」されている・〈他〉の〈生産物〉の〈ある〉「量」を、「獲得」・「支配」すること、なのである。

c) そして、ア) 上記・b), ウ), エ) の・「獲得」する「力」・「支配」する「力」の「範囲」(《大きさ》)が、

イ) i) 「交換」の中に入り・「商品」となった各〈生産物〉の・当該の「量」の、

ii) また、各〈生産者〉の「労働」の・「時間」で〈測られる〉「量」の、

イ) 「交換上の価値 [の・大きさ]」・「交換価値 [の・大きさ]」・「現実の

価格」なのである。

d) ところで、ア) 前掲・《図》における——例えば、 a^1 と b^1 との間の——ともに《必然・不可避》な「分かち取り」(*μετάληψις* [メエタアレエプスイス]) と「分かち与え」(*μετάδοσις* [メエタアドオスイス]) との〈相互性〉は、

イ) 言うまでもなく、i) 「分かち与え」られる・ a^1 が、「分かち取」られる・ b^1 の『代償』であること、であり、

ii) また、 b^1 が、 a^1 の『代償』であること、である。

ウ) しかしながら、i) このように、 a^1 と b^1 とが、〈相互に〉『代償』となり合うことの《原因》は、なにであるか、を想起すれば、

ii) 〈社会的分業〉の・《必然》の〈帰結〉として、

α) 「農耕夫」には、 b^1 が有する「使用価値」にたいする「必要」の《不充足》が生じており、

β) 「家屋建築職人」には、 a^1 がもつ「使用価値」にたいする「必要」の《不充足》が存在することを、

γ) 《原因》とするものであった。

エ) ところが、この・「必要」の《不充足》自体を生ぜしめる・さらに《原因》(・本稿・本・10), 前出・a), ア)) を、あらためて、〈追求〉すれば、それは、下記の事態である。

i) α) 〈非代替〉の「使用価値」を有する「食糧」の・12,000 kgの「量」(ないし、 a^0 , a^1 , a^2 , a^3), あるいは、3,000 kgの「量」(ないし、 a^1) は、

β) 〈社会的分業〉なる・「生産」の「仕方」ゆえに、

γ) 〈もっぱら／排他的に〉「農耕夫」が、「農耕夫・労働」の・2,400「時間」(ないし、600「時間」)の「量」を「支出」することによって〈のみ〉、

δ) とりもなおさず、上記の・「労働」の「量」の「支出」という『代償』によって〈のみ〉、

ε) 「確保」される〈ほかはなかった〉のであり、

ii) 同じようにして, α) やはり〈非代替〉の「使用価値」をもつ「家屋」・4戸の「量」(ないし, b^0, b^1, b^2, b^3), あるいは, 1戸の「量」(ないし, b^1) も,

β) 〈排他的に〉「家屋建築職人」が, 「家屋建築職人・労働」の・2,400「時間」(ないし, 600「時間」)の「量」を「支出」することを俟って〈のみ〉,

γ) すなわち, ほかでもなく, 当該の「労働」の「量」の「支出」を『代償』としてこそ〈初めて〉,

δ) 「確保」され〈えた〉, — というのが, 求められている《原因》である。

iii) もとより, この《原因》もまた, 「織布職人」, 「履物製作職人」について, 〈全く同一〉である。

オ) してみると, この《原因》から, 以下の事柄が, 〈帰結〉しなければならない。

i) 本稿・本・10)・d), 上記・ア) — イ) のように, 「農耕夫」が, 「家屋建築職人」から b^1 を, 《必然・不可避に》「分かち取る」ことの『代償』として, 「家屋建築職人」に a^1 を, 《必然・不可避に》「分かち与える」とは, 〈いうまでもなく〉, —

ii) 「家屋建築職人」が, α) b^1 の「使用価値」の「生産」における『代償』として「支出」した・600「時間」の「量」の「家屋建築職人・労働」を,

β) 「農耕夫」に, b^1 との「交換」における『代償』たる a^1 の〈形姿〉において, 《転化》させることなのであり,

iii) 〈同じようにして〉, α) 「家屋建築職人」が「農耕夫」から a^1 を, 《必然・不可避に》「分かち取る」『代償』として, 「農耕夫」に b^1 を《必然・不可避に》「分かち与える」のは,

β) 「農耕夫」が, a^1 の「使用価値」の「生産」における『代償』として「支出」した・600「時間」の「量」の「農耕夫・労働」を,

γ) 「家屋建築職人」に, a^1 との「交換」における『代償』である b^1 の〈形

姿) で、《転化》させることなのである。——

e) それゆえ、以上から、こう言いうる。ア) 一つには、 α) 「商品」の「使用価値」・「有用性」は、

β) 当該・「商品」の「確保」・「生産」に「支出」された・「労働」の・「時間」によって〈測られる〉「量」という『代償』によって、

γ) 「形成」される。

イ) また、二つには、 α) かかる・「商品」の〈ある〉「量」の「使用価値」を「形成」する・「生産」における『代償』が、

β) 〈各〉「量」「商品」の「交換」における〈相互〉『代償』に、《転化》されること——その《転化》が、

γ) 関係する「商品」の〈各〉「量」の「交換価値」を、「形成」する。

ウ) それゆえ、i) 「商品」の〈ある〉「量」が有する「使用価値」は、上記・ア)、イ) に基づいて初めて、

ii) 「交換価値」の „Träger“ (「担い手」と名づけられうる。

エ) ただし、i) 「商品」の〈ある〉「量」の「使用価値」を「形成」する・「生産」における『代償』は、〈ある〉「時間」に「支出」される「量」の。例えば「農耕夫・労働」であり「家屋建築職人・労働」であって、

ii) すなわち、その「労働」は、《必ず》、「支出」の「態様」・「質」を伴い・「質の面で相異」せざるをえないけれども、

iii) しかし、 α) 上記の『代償』は、「商品」の「交換」における〈相互〉『代償』に《転化》されざるをえないのであって、

β) そして、《転化》されうることは、《通約されうる》ことを〈前提〉とするゆえに、

γ) 上記の「農耕夫・労働」、「家屋建築職人・労働」は、《通約されうる》「労働」、すなわち、それを〈測る〉「時間」と今やまさにひとしく《無質》ないし《等質》となった「労働」、

δ) すなわち、プラトーンの言う ‘πόνος’ (「労苦」・「煩勞」) へ、「思考

によって [質から] 分離される」のでなくては、ならない。

ε) この ‘πόνος’ が、スミスの言う ‘the toil and trouble’ (「労苦と煩勞」)⁵⁰⁾ である。——

f) 以上が、本稿・本・10) の冒頭に記したように、

ア) プラトーンの論述にしたがう・あの・「交換」の《図》に基づいて、

イ) スミスにおける・「商品」の「交換価値 [の・大きさ]」の〈規定〉の〈根拠〉となる〈論理〉を、示したものである。

ウ) もっとも、 i) スミス自身は、WoN・「第一編」・「第五章」の「第1, 第2, 第3パラグラフ」において、「商品」の「交換価値 [の・大きさ]」の〈規定〉を、

ii) 《正しく》, 下しているにも拘らず、

iii) 自ら、その〈根拠〉たる〈論理〉を語るのは、前述のとおり、「第二パラグラフ」に至ってのみ、である。

本稿は、以下にあって、WoN・「第一編」・「第五章」・「第1」—「第3」パラグラフの論述を、上記を念頭におきつつ、逐次、分析・吟味することになる。

(次・IV. 11) 以下は、次号・以降)

プラトーンとアルクヒュータース III. (17) — (21))

17) そこで、‘πλεονεξία’, および、‘πλέον ἔχειν’ ないし ‘πλεονεκτείν’ の

50) cf. 本稿・後出 (次号)・IV, 3), c), ii)

諸語が、まず、『国政』の・前掲の諸「編」にあつて、〈いかなる文脈〉で、それゆえ、〈いかなる意味〉において、用いられているかを、吟味するところから、始める。

a) 「第一編」にあつて、プラトーンは、実在した *σοφιστής* ([ソオプヒイステューエス) の・ひとりである・カルクヘエードーン (*Χαλχηδών*)⁶⁹⁾ 出身のトフラアシュマアクホオス (*Θρασύμαχος*) を登場せしめ、その見解、——「正しさ (*τὸ δίκαιον* [トオ・ディカイオン]) とは、[より] 強者 (*ὁ κρείττων* [ホオ・クレイットオン]) の利得 (*τὸ συμφέρον* [トオ・シユムプフェロン]) 以外の・なにものでも、ない」⁷⁰⁾——を、ソークラテースに論破させる、という手法を、とっている。

ア) トフラアシュマアクホオスの見解は、下記の事態を指すものである。すなわち、

i) いかなる支配・統治形態をとるにせよ、すべての「ポオリイス」(「国家」) においては、「より強者」たる「支配権力 (*ἡ ἀρχή* [ヘエー・アルクヘエー]) は、いずれも、自らにとっての利得を目的に、法を立て」、「法」は、「より弱者」(*οἱ ἥττους* [ホオイ・ヘエットゥス]) たる「被支配者 (*οἱ ἀρχόμενοι* [ホオイ・アルクホオメエノオイ]) に向かい、支配権力にとっての利得が、正義である、と定めた、と宣言し、この定めから逸脱する者を、法の違反者、すなわち、不正を犯した者として、処罰する」、——という事態である⁷¹⁾。

69) 小アジア北西部の *Bithynia* [ビートヒューニヤ]/*Βιθυνία* [ビイトヒュニア]) 地方の都市。ビュザンティオン (*Βυζάντιον*。のちのコオーンスタンティヌウ・ポオリイス (*Κωνσταντίνου πόλις*)。現在のイスタンブール (Istanbul)) と、ボスポロス (*Bosporus*/*Βόσπορος*) 海峡をへだてて、向い合っていた。

70) R., Stallbaum, II., 338・c ; Burnet, 338・c, 1-2

71) R., Stallbaum, II., 338・e ; Burnet, 338・e, 1-6

イ) トォラァシユマクホオスにこの見解を語らしめるさいに、プラァトォーンは、‘πλεονεκτείν’ という「動詞」を、「^(とん)貪欲である」・「強欲に走る」の意で、用いている。

例えば、「正しい人間と、不正な人間とのそれぞれが、なにらかの支配・統治に関与する、とした場合、一方で、正しい人間(ὁ δίκαιος [ホオ・ディカァイオス])は、ほかの損失は、なに一つないにしても、家産は、顧みられることなきゆえに、著しく傾く、という目にあい、正義漢たるがゆえに、なに一つ、国庫から公金を横領することがない、という破目に陥り、加えるに、身内の者や知人に、正しさにそむいてまで、力になってやるつもりがないとすれば、身内の者や知人から、憎まれる不運が、ふりかかってくる。しかるに、他方、不正な人間(ὁ ἀδίκος [ホオ・アディコオス])の身に生ずるのは、万事、上とは反対の事柄である。もとより、私が、不正な人間と言うのは、さきほども述べた人間のことであり、しこたま(μεγάλα [メェガァラァ]), 強欲に走る(πλεονεκτείν) 能力のある人間を、指しているのである」⁷²⁾。

ウ) してみると、この場合には、

i) ‘πλεονεκτείν’ とは、「他人の取分から、他人の取分と等しかるべき・自分の取分より以上のものを、取得する」という意で用いられているのではなく、

ii) 「^(とん)貪欲である」, 「強欲に走る」を、表示しているにとどまるように、〈見える〉。

b) しかしながら、ア) 上掲の・トォラァシユマクホオスの見解にたいする・ソォークラァテェースの反論に照らす時、

イ) 「不正な人間」たる「支配者」の場合には、ここに用いられている・‘πλεονεκτείν’ の語意は、

72) R., Stallbaum, II., 343 · e-344 · a ; Burnet, 343 · e, 1-344 · a, 1

ウ) しかく〈単純〉では、〈なく〉、

エ) 以下に見るとおり、まさに上記・a), ウ), i) のとおりであることが、知られるのである。

c) というのは。プラトーンは、ソークラテースに、数々の視点から、反論を行わしめるのであるが、

ア) まず、その〈第一〉は、以下のとおりである。

i) 「医者」という「強者」は、「健康」の恢得、すなわち、「患者」という「弱者」にとっての「利得」を、〈追求〉し、「船長^(ふなおき)」という「強者」・船舶の「支配者」は、「船員」という「被支配者」にとっての「利得」たる「航海の安全」を、〈追求〉するものである。

ii) その理由は、——「医者」の手に「権力」のある「医療」、^(ふなおき)「船長」が「権力」をもつ・操船の「支配」・「指揮」は、いずれも、〈社会的分業〉を構成する・それぞれの「技術」であり、

iii) したがって、〈社会的業〉の本質から、いずれの「技術」も、当の「技術」〈行使者〉自身の「利得」を〈目的〉に、では《なく》、〈社会的分業〉の中にある・当人《以外》の「技術」〈行使者〉の「利得」を〈目的〉に、〈行使される〉、——というところにある⁷³⁾。

イ) プラトーンは、この・〈社会的分業〉の〈論理〉を、「支配・統治」の「技術」(プラトーンが、「それこそ真実の技術である・国政という技術」⁷⁴⁾と呼ぶもの)に、適用するのである。

すなわち、ソークラテースは、トッラアシュマアクホオスに向かい、「つぎのことは、既に明白なのではないか」として、こう述べる。

「いかなる技術も、また、統治 [の技術] にもせよ、それは、自らにとつ

73) 以上, R., Stallbaum, II., 341・b—342・e; Burnet, 341・b, 2—342・e, 10

74) L., Stallbaum II., 875・a; Burnet, 875・a, 5—6

ての利得を確保するものではなく、再言すれば、被支配者 [弱者] にとっての利得を確保し、かつ、命ずるものなのであり、その理由は、支配とは、被支配者たる弱者の利益を追求するものであって、強者の利益を追求するものではない、というところにある⁷⁵⁾。

d) ア) ところで、 i) 「手工製造職人」の〈社会的分業〉の中で行使されている各「技術」は、〈相互に〉、その〈行使者〉自身にとっての「利得」(「使用価値」を有する「労働生産物」)を「生産」するものではなく、当人《以外》の「技術」〈行使者〉にとっての「利得」を「生産」するところから、

ii) 〈社会的分業〉は、〈必然に〉、上記の・「使用価値」を有する「労働生産物」の・各「技術」〈行使者〉間における「交換」と、〈表裏一体〉の関係に立たざるをえない。

iii) したがって、 α) 「使用価値」を有する「労働生産物」の〈なんらか〉の「量」が、

β) 〈必然に〉、

γ) それを「生産」するに「支出」された・「労働」の〈ある〉「量」が〈形成〉する「大きさ」の「交換価値」をも帯びて、

δ) 「技術」〈行使者〉「相互」間で、「交換」され、

ε) すなわち、この・〈ある〉「大きさ」の「交換価値」は、

ζ) 〈相互に〉、「使用価値」を有する「労働生産物」の〈ある〉「量」ないしは、それを「生産」するために「支出」された・「労働」の〈ある〉「量」を、「支配／獲得する力」となるのである⁷⁶⁾。

イ) この〈ある〉「大きさ」をもつ「交換価値」すなわち「代価」・「価格」

75) R., Stallbaum, II, 346 · e ; Burnet, 346 · e, 3-7

76) cf. 『経済と経営』・本号 (第 25 卷・第 1 号)・本稿・III. 10), および、次号 (第 25 卷・第 2 号)・本稿・IV. 13),

を、プラトーンは、おしなべて、「報酬」(*μισθός* [ミイストホオス])と呼び、

ウ) それゆえ、「支配・統治」の「技術」の〈行使者〉すなわち「支配者」もまた、他の「技術」〈行使者〉(「農耕夫」, 「家屋建築職人」, 等々) 総じて〈社会的分業〉における「手工製造職人」とくひとしく、「報酬」を受受することを、上述したその〈根拠〉とともに、こう述べている。

「支配者」は、「…報酬を要求する。なぜなら、支配の技術を立派になしとげる義務を負う者なるがゆえに、決して、己れにとっての・最大の利益となるものを行うことをえず、また、[支配の]技術の命ずるところにしたがって追求する者なるがゆえに、断じて、己れにとっての・最大の利益となるものを追求することなく、被支配者にとっての・最大の利益となるものを、行い、追求するからである」⁷⁷⁾。

e) しかるに、ア) 本稿・本・17), 前出・d) からするならば、

i) 「支配者」が、上掲のように、「報酬」を受受することの意味は、――

α) 〈社会的分業〉において「支配・統治」という〈部門を分担〉する「技術」〈行使者〉たる「支配者」が、

β) 己れの・「支配・統治」という・〈ある〉「量」の「労働」・「労苦」が有する・当該の「大きさ」の「交換価値」によって、

γ) 自らが「生産」〈しなかった〉「使用価値財」(「食糧」・「住居」・「衣服」・「履物」, 等) の〈必要〉「量」を、「支配」し・〈取得〉することに、あるのであり、

ii) かつ、その〈取得〉は、「食糧」, その他を「生産」する「技術」〈行使者〉である・総じて「手工製造職人」から、「交換」によって、であるべきは、言うを俟たない。

77) R., Stallbaum, II., 347・a ; Burnet, 347・a, 1-3

- イ) ところで、「手工製造職人」は、「被支配者」である。
- ウ) そして、「交換」には、
- α) アルクヒューターースが、「財貨」の「交換」と、「貧者」たる「被傭労働者」が得る「傭賃」とについて語っているところから、知られたとおり⁷⁸⁾、
- β) 「交換」の両当事者——この場合には、「支配者」と「被支配者」/「手工製造職人」と——の『平等』が、〈不可欠の条件〉として、存在しているのでなくては、ならない。
- エ) とすれば、トッラァシユマァクホオスの言うように、「強者」たる「支配者」が、「被支配者」を《陵駕》する「量」を「取分」とし、〈取得〉するとは、
- i) 「支配者」が、α) 「^(とん)貪欲である」・「強欲に走る」ことによって、
- β) 「交換」に〈よらず〉、
- γ) すなわち、上記の『平等』——「被支配者」と「支配者」との『平等』——に〈よらずして〉、
- ii) 「食糧」、その他の「使用価値財」の「量」を、己れの「取分」とし、〈取得〉する以外の・なにものでも、ない。
- オ) それゆえ、かかる・「利得」の「取分」、〈取得〉は、
- i) 一つには、α) 本稿・前出において、アルクヒューターースの言について述べたとおり⁷⁹⁾、
- β) 上記の・『平等』の〈非存在〉ゆえに、「支配者」を、まさに「不正な人間」たらしめる〈行動〉であり、
- γ) したがって、「被支配者」にたいする・「取分」の《不平等》・《陵駕》が、

78) cf. 本稿・前出・I., 8), b), ウ)。本・『経済と経営』。第 24 卷・第 3 号。1993 年、12 月。154-156 ページ

79) cf. 本稿・I. 8), c), ウ), 前出・脚注・77) と同号。155-156 ページ

「不正」であることを、示す〈行動〉である。

ii) がしかし、α) 上記の・「支配者」による・「利得」の「取分」の《陵駕》は、「不正」を示すのみにとどまらず、

β) 二つには、「支配者」の——「貪欲である」・「強欲に走る」という意味を超えた——‘*πλεονεκτείν*’の〈行動〉でもある、としなければならないのである。

f) なぜなら。ア) 「支配者」が、「交換」によらずして、「被支配者」を《陵駕》する「取分」・「利得」を〈取得〉するとは、

i) ひとしく、〈社会的分業〉の中にある「技術」〈行使者〉たる「支配者」と「被支配者」との間であって、

ii) これらの者の各々が、「等量」の「継続時間」に「支出」する・「等量」の「労働」・「労苦」により〈形成〉した・「等量」の「交換価値 [の・大きさ]」⁸⁰⁾を以って「交換」すべき・(前者にとっては)「使用価値財」の「取分」と、(後者にとっては)「支配・統治」の「取分」との『平等』をめぐり、

イ) 「支配者」が、 i) その・『平等』な「取分」〈より以上のもの〉を、

ii) 「被支配者」の「取分」から、〈取得する〉ことであり、

ウ) とりもなおさず、——「他人の取分から、他人の取分と平等なるべき・自分の取分より以上のものを、取得すること」、換言すれば、「被支配者」にたいする《陵虐》——であるからである。

g) 以上のようにして、『国政』・「第一編」の上掲・箇所では、ア) プラトーン自身によっては、‘*πλεονεκτείν*’という語は、まぎれもなく(「^(とん)貪欲である」, 「強欲に走る」)という語意において用いられているにすぎないと

80) cf. 前出・脚注・76) と同じく、『経済と経営』・本号 (第25巻・第1号)・本稿・III. 10), および、次号 (第25巻・第2号)・本稿・IV. 13), とくに、脚注・68), それを付した本稿・本文

はいえ、

イ) しかし、この語は、これまでの分析のとおり、

i) 一つには、「他人の取分」にたいする《不平等》・《陵駕》の概念を、すなわち、「不正」の概念を、表示し、

ii) 加えて、二つには、上記・f), ウ) を、——換言すれば、「被支配者」にたいする・「支配者」の《陵虐》の概念を、——表示しているのである。

h) ただし、ア) 言うまでもなく、『国政』・「第一編」の・上記の箇所では、

‘πλεονεκτείν’の概念は、アルクフューターースの場合と異なり、‘στάτις’の概念と〈結合〉するものではない。

18) つぎに、トフラアシュマクホオスの見解にたいする・ソークラテースの反論の〈第二〉は、以下のものである。

a) ア) トフラアシュマクホオスは、——「不正な人間」が、「しこたま、強欲に走る能力のある」のは、なに事につけても「損失」を蒙る・あの「正しい人間」とは異なって、「お人好し」すなわち「愚か者」ではなくて、「才知」(εὐβουλία [エウブウリィア])をそなえているからである⁸¹⁾、——とするのであるが、

イ) プラトーンは、ソークラテースをして、この・「才知」の論点をとらえて、下掲の〈論理〉を以って、トフラアシュマクホオスを、〈自説の否定〉に、追いつめさせるのである。

ウ) その間にあつて、知られるのは、まず、

i) ‘πλέον ἔχειν’, ‘πλεονεκτείν’の語が、以下に見るとおり、

α) 「出し抜く」・《陵駕する》の意で用いられているとはいへ、

ii) α) しかし、それが表示しているのは、

81) R., Stallbaum, II., 348 · c—348 · d ; Burnet, 348 · c, 12—348 · d, 2

β) 本稿・本・III. 前記・17), g) と〈ひとしい〉・〈二つ〉の概念である、ということである。

b) そこで、ソークラァテュースによる反論に入れば、その〈論理〉は、下記の内容をもつものである。

ア) ソークラァテュースは、トフラァシユマァクホオスに問う。

「あなたには、正しい人間 (ὁ δίκαιος [ホオ・ディカアイオス]) が、正しい人間 (τοῦ δικαίου [トゥーウ・ディカアイウ]) を、出し抜こう (πλέον ἔχειν) と意志する (ἐθέλειν [エトヘエレイン]) わけ (τί [ティ]) でもある、とお思いですか」。

「わけなど、あるものですか、とトフラァシユマァクホオスは言った。なぜなら、正しい人間は、頭の働きが垢抜けしている (ἀστειός [アステューエイオス]) というわけには参らず、お人好し (εὐήθης [エウエートヘエース]) なだけですからね」。

「ならば、どうでしょう。正しい行いを (τῆς δικαίας πράξεως [テューエス・ディカアイアス・プラァクセエオース]) 出し抜くことは」。

「正しい行いの方も、正しい人間が出し抜こうと意志するわけはありませんよ、とトフラァシユマァクホオスは、言うのであった」⁸²⁾。

イ) 上掲のように、——「正しい人間」は、〈他〉の「正しい人間」と、その「正しい行い」とを、「出し抜く」ことが〈ない〉—— ことについて、その《根拠》を、

i) プラトーンは、トフラァシユマァフホオスに、—— 本稿・本・18), a) の冒頭に記したとおり ——

α) 「正しい人間」は、「お人好し」・「愚か者」・「頭の働きが垢抜けない」、というところに、おかしめているのであるが、

82) R., Stallbaum, II., 349 · b ; Burnet, 349 · b, 2-10

β) しかし、〈論理〉からすれば、《根拠》は、以下のところにある、としなければならない。すなわち、

ii) 「正しい人間」にとっては、α) 〈他〉の・いかなる「人間」と、それ「行い」とにたいしても、「平等」な「人間」〈であること〉と、「平等」な「行い」〈をとること〉とが、

β) いわば、〈自ら〉の「取分」なのである。

iii) したがって、かりに、「正しい人間」が、〈他〉の「正しい人間」と、その「正しい行い」とを、「出し抜く」ことがあったとすれば、

α) そのことは、「正しい人間」が、上記の・〈二つ〉の・〈自ら〉の「取分」を、《超過》すること・《不平等》であり、

β) それが、〈他〉の「正しい人間」と、その「正しい行い」とを、《陵駕》すること・《不平等》・「不正」である。

iv) しかるに、上記の・「出し抜く」ことが〈ない〉、ということは、

α) 「正しい人間」とは、〈他〉の「正しい人間」にたいして、

β) あの・〈自ら〉の「取分」のみを、「意志する」「人間」である、——ということを、語っているものである。

v) 換言すれば、α) 上記・iv) の《根拠》は、α), β) にあるのであり、β) とりもなおさず、「正しい人間」とは、〈他〉の「正しい人間」との『平等』を、「意志する」「人間」である、というところに、ある。

c) さて、上記の・ii) にしたがえば、

ア) 「正しい人間」とは、i) 〈他〉の「人間」が、たとえ、〈いかなる〉「人間」であろうとも、

ii) その・〈他〉の「人間」にたいし、

iii) 〈自ら〉の「取分」・「平等」のみを、「意志する」「人間」であるのであり、

イ) いな、実は、i) 上記・ア) の「人間」こそが、

ii) 「正しい人間」と呼ばれるのが、本来である、ということである。

d) そして、なればこそ、果たして、「正しい人間」の・「不正な人間」にたいする〈行動〉が、つぎのように語られるのである。

[ソークラテース] 「ところで、正しい人間は、不正な人間を出し抜こうと(πλεονεκτείν)と求めることができる(ἀξιοί ἄν [アクスイオー・アイ・アン]) ものなののでしょうか、しかも、求めながら、自分は正しい人間である、と思える(ἄν … ἠγοῖτο [アン・…ヘエーゴオー・イトォ]) ものなののでしょうか。それとも、そうは思えないものなののでしょうかな」。

「思えますよ、とトッラァシュマァクホオスは、言った。また、出し抜こうと求めることだって、できますよ。ただし、不正な人間を出し抜くことは、できませんがね」。

「いやいや、と私 [ソークラテース] は、言った。私がうかがっているのは、そういうことではなくて、正しい人間は、一方では、正しい人間を出し抜こうと(πλέον ἔχειν), 求めることも、意志する(βούλεται [ブウレタァイ]) ことも、ないとすれば、他方で、不正な人間を出し抜こうと、求めることも、意志することも、ないのか、どうか、ということですが」。

「ああ、それでしたら、とトッラァシュマァクホオスは言った。おっしゃるとおり、どちらも、ありませんね」⁸³⁾。(傍点は、引用者)

エ) してみれば、 i) α) 「不正な人間」にたいしてすら、
β) 〈他〉の「正しい人間」にたいしてと『平等』に、
ii) 「平等」のみを、「求め」・「意志する」のが、
iii) 「正しい人間」である、——とする〈論理〉は、確定されたことになる。

オ) それゆえ、 i) プラトーン-ソークラテースが「探究」している「正しさとは、いったい、なにであるのか」という問いにたいする答えは、

83) R., Stallbaum, II., 349. c ; Burnet, 349 · c, 1-3

ii) 「正しさ」とは、 α) 上記の・両様の「人間」——とりもなおさず、
 <他の・あらゆる>「人間」——にたいする『平等』を、

β) <自ら>の・「人間」であることと「行い」とにおいて、「求め」・「意志
 する」ことである、としなければならない。

e) さて、ア) ソークラテースは、トフラシユマアクホオスに向
 かい、かかる「正しい人間」に比して、「不正な人間」は、上記の点について、
 いかがであるのかを、問うのである。

[ソークラテース] 「では、不正な人間は、そのところは、どうな
 のでしょうな。正しい人間と、正しい行いとを出し抜こうと求めるのは、間
 違いのないところでしょうな ($\hat{\alpha}\rho\alpha$ [アアラー])」。

[トフラシユマアクホス] 「でなくてなんとしましょう? ($\Pi\omega\varsigma\ \gamma\acute{\alpha}\rho\ \omicron\upsilon\kappa$;
 [ポオース・ガアル・ウク]), とトフラシユマアクホスは、言った。
 なにしろ ($\gamma\epsilon$ [ゲエ]), 万人を出し抜こうと ($\pi\acute{\alpha}\nu\tau\omega\nu\ \pi\lambda\acute{\epsilon}\omicron\nu\ \acute{\epsilon}\chi\epsilon\iota\nu$ [パ
 ントオン・プレオン・エクヘイン]) と求めている ($\acute{\alpha}\xi\iota\omicron\iota$ [アクスイ
 オーオイ]) 人間のことですからね⁸⁴⁾。

イ) 然り、「不正な人間」は、「正しい人間」を、のみではなく、「万人を陵
 いで最大のもの ($\acute{\alpha}\pi\acute{\alpha}\nu\tau\omega\nu\ \pi\lambda\acute{\epsilon}\iota\sigma\tau\omicron\nu$ [ハアパントオン・プレエーイ
 ストオン]) を己れ的手中に収めんがため ($\acute{\omega}\varsigma\ \acute{\alpha}\nu\tau\omicron\varsigma\ \lambda\acute{\alpha}\beta\eta$ [ホオース・
 アウトオス・ラベエーエ]), 不正な人間をも、不正な行いにあって、出し
 抜かずにはいられないのであり ($\pi\lambda\epsilon\omicron\nu\epsilon\kappa\tau\acute{\eta}\sigma\epsilon\iota$ [プレオンエクテエーセ
 イ])。 $\pi\lambda\epsilon\omicron\nu\epsilon\kappa\tau\acute{\epsilon}\iota\nu$ の・「未来」・「第三人称」・「単数」形。ここでの「未来」
 形は、<必然>を表示する), また、相闘わずにはいられないのである ($\acute{\alpha}\mu\iota\lambda\lambda\acute{\eta}\sigma\epsilon\tau\alpha\iota$
 [ハアミツルレエーセエタイ]。 ' $\acute{\alpha}\mu\iota\lambda\lambda\acute{\alpha}\sigma\theta\alpha\iota$ ' ([ハアミツ
 ルラーストハイ]) の「未来」形。やはり、<必然>を表示)⁸⁵⁾。

84) R., Stallbaum, II., 349 · c ; Burnet, 349 · c, 4-6

85) R., Stallbaum, II., 349, c ; Burnet, 349 · c, 7-10

ウ) こうして、 i) 「万人を陵いで最大のものを己れ的手中に収めん」という・「万人」にたいする《不平等》への「意志」から、

α) 一方で、「正しい人間」と、その「正しい行い」とを「出し抜く」〈行動〉、——すなわち、〈他〉の・あらゆる「人間」にたいする「平等」への「意志」からの《逸脱》に発する〈行動〉——が、〈必然〉に生ずる「人間」、

β) 他方で、「不正な人間」にたいしてもまた、これを「出し抜かずにはいられない」「意志」から、「出し抜く」〈行動〉——「平等」を「意志する」ことからの《逸脱》を源とする〈行動〉——が、〈必然〉に発する「人間」、

ii) とりもなおさず、上記の・両様の「人間」にたいする・〈自ら〉の「取分」の《陵駕》の〈行動〉への〈必然〉の中にある「人間」、

iii) いな、加えて、その〈必然〉ゆえに、〈他〉の「不正な人間」と「相闘」う〈行動〉への〈必然〉の中にあり、

エ) 総じて言えば、 i) α) 「万人を陵いで最大のものを己れの手入に収めん」とする「意志」のゆえに、

α) 両様の「人間」にたいする・〈自ら〉の「取分」の《不平等》・《陵駕》の〈行動〉への〈必然〉と、

β) ——ひとしく「不正な人間」であるがゆえに、——「他人」と「相闘」う〈行動〉への〈必然〉との中へ、

ii) 合して言えば、 α) ——「他人の取分から、他人の取分と平等なるべき・自分の取分以上のものを、取得する」〈行動〉への〈必然〉の中へ、

γ) 一言にして、「万人」にたいする《陵虐》の〈行動〉への〈必然〉の中へ、投げ込まれた「人間」、——これが、

iii) 「不正な人間」なのである。

オ) ゆえに、 i) 「万人を陵いで最大のものを己れ的手中に収めん」とする「意志」により、

α) 一つには、「他人」の「取分」にたいする・〈自ら〉の「取分」の《陵駕》・《不平等》への〈必然〉と、

β) 二つには、「他人」の「取分」にたいする・上記の意味での《陵虐》への〈必然〉との中に、投げ込まれていること、——それが、

γ) 「不正」と名づけられるのである。——

f) プラトーンが、

ア) i) 「一方で、正しい人間は、自分と同類の人間 [正しい人間] を出し抜くことをせず、また、自分と同類ならざる人間 [不正な人間] を出し抜くこともしない」のにひきかえ、

ii) 「他方で、不正な人間は、自分と同類の人間 [不正な人間] と、同類ならざる人間 [正しい人間] との双方を、出し抜くものなのである」⁸⁶⁾、とソークラテースに語らしめていることの〈意味〉は、

イ) 上記・f), エ), オ) にある、としなければならない。

g) そこで、まず、以上の〈分析〉によって、知られるのは、ア) i) 上掲の箇所に現われている・‘πλέον ἔχειν’, ‘πλεονεκτείν’の語は、

ii) 本稿・前出・17) に見た・「^(とん)貪欲である」・「強欲に走る」の意とは〈異なつて〉、

iii) 「出し抜く」の語義で、用いられているとはいえ、

イ) 〈論理〉の上では、前述・17) g) と〈ひとしく〉、i) 一つには、「他人の取分」にたいする《陵駕》・《不平等》の概念を、表示し、

ii) 二つには、「他人」にたいする《陵虐》の概念、——すなわち、「他人の取分から、他人の取分と平等なるべき・自分の取分より以上のものを、取得すること」——を、表示しているということである。

19) さて、プラトーンは、本稿・先行・18) に〈分析〉した〈論理〉の上に、さらに、新たな〈論理〉を接合することによって、トッラッシュマァクホオスを、自らの主張の〈否定〉に追い込むのである。

86) 以上, R., Stallbaum, II. 349 · c–349 · d ; Burnet, 349 · c, 11–349 · d, 1

a) すなわち、プラトーンは、ア) i) 一方に、「正しい人間」に相当することが知られることになる)「音楽に通暁した人間」と、「医術に通暁した人間」とを、おき、

ii) 他方に、「音楽を知らざる・粗野な人間」と、「医術に無知な人間」とを取り、

イ) まず「音楽に通暁した人間」、「医術に通暁した人間」は、それぞれ、〈他〉の・自らと「同類の人間」を、その「行^(わざ)う業」にあつて、「出し抜く」ことを「意志する」こと、ないし、「求める」ことは、〈ない〉⁸⁷⁾、とする。

ウ) かかることが〈ない〉《根拠》は、以下の対話に含まれている〈論理〉である。

[ソークラテース、トッラアシユマクホオスに向かつて]

「すぐれたお方よ、音楽に通暁した人物の・いずれであるにせよ、七^(リュラ)弦琴の調子を合わせるのに、弦の締め・緩めの点で、他の・音楽に通暁した人物を、出し抜こう (πλεονεκτείν) と意志する (ἐθέλειν [エトヘエレイン]) と、あなたに思われる者、ないしは、出し抜こう (πλέον ἔχειν) と求めると、あなたに思われる者が、はたして、おりますかな」。

[トッラアシユマクホオス] 「私の見ます限り、そう思われる人物は、見当りませんね」。

i) α) 「弦」の音締めに緩緊の呼吸よろしきを得て「七弦琴の調子」を整えるに巧みであることが、

β) 「音楽に通暁した人間」の、ないしは、「通暁」した「業」(πράγμα [プラーアグマ]) の、〈自ら〉の「取分」なのである。

ii) α) そして、「音楽に通暁した人間」が、〈他〉の「音楽に通暁した人間」にたいし、その「業」^(わざ)とを「出し抜こうと」・「意志し」・「求める」ことは、

87) R., Stallbaum, II., 349 · d-350 · a ; Burnet, 349 · d, 14-350 · a, 5

β) 〈己れ〉が〈取得を要さぬ〉・〈他〉の者の「取分」を、〈己れ〉に〈取得せん〉とする、ことであり、

ε) すなわち、《増大》させることの不要な・〈自分〉の「取分」を、なおかつ、《増大》せしめんとする〈生起不能事〉である。

δ) したがって、「音楽に通曉した人間」の・いづれもが、上記の・〈自ら〉の「取分」のみを、「求め」・「意志する」にとどまらざるをえないことは、自明の事柄である。――

b) つぎに。ア) かかる・それぞれの「^(わざ)業」に「通曉」した「人間」が、自らと「同類ならざる」・「音楽を知らぬ・粗野な人間」, 「医術に無知な人間」を、〈無知〉において「出し抜く」こと、――とりもなおさず、〈より無知なること〉――を、「求める」ことも、「意志する」ことも、「ありえない」⁸⁸⁾のは、言うを俟たないところであり、――、いな、

c) むしろ、ア) 各々の「^(わざ)業」の「通曉者」と、かかる・「粗野」・「無知」な「人間」との間に生ずべき関係は、

イ) なによりも、i) 前者が、後者に、当該の「^(わざ)業」にかかわり、しかるべき事柄を、「してやる」(*πράττειν* [プラァッテェイン]), ないしは、「説いてきかせる」(*λέγειν* [レェゲェイン]) ところに、そして、その「成果」(*πράξις* [プララァーアクスイス]) を取めるところに、

ii) 換言すれば、α) 「音楽の技術」・「医術」という「知見」の・いわば「取分」において、

β) 「通曉者」が「無知」なる者を、自らと『平等』ならしめるところに、あるはずである。

d) さて、ア) 「音楽に通曉」すること、「医術に通曉」すること、等々は、総じて、今言ったとおり、「知見」(*ἐπιστήμη* [エピイステェーメェー]) であり、

88) R., Stallbaum, II., 349 · e-350 · a ; Burnet, 349 · e, 15-350 · a, 4

イ) これにたいし、「音楽を知らず」、「医術に無知な」、等々は、総じて、「知見の欠如」(ἀνεπιστημοσύνη [アネエピステエーモシユネエー]) である。

e) そこで、プラトーンは、上記・a) と c) とを〈合して〉、ソークラテースに、トッラアシュマクホオスに向かって、つぎのように語らしめるのである。

「あらゆる知見と、あらゆる・知見の欠如とを見渡し、いやしくも・知見の通曉者(ἐπιστήμων [エピステエーモーン]) にして、他の([アッルロオス])・知見の通曉者が[「知見の欠如」者にたいして]、してやり、ないしは、説いてきかせるところ以上に(πλείω [プレイオー]。「副詞」。「πλέον」と〈同義〉)、してやろう、と意志し、ないしは、説いてきかせよう、と意志することを、優先させている(αἰρεῖσθαι [ハアイレエーエイストハアイ])、とあなたに思われる者が、果たして、いるものかどうか、捜して回られるがよろしい。あるいは、自らの同類の人間と同一の事柄(ταῦτα [タァウタァ]) を、[「知見の欠如」者にたいして]してやり、ないしは、説いてきかせて、自らと同類の人間と同一の成果(ἡ αὐτῆ πράξις [ヘエー・アウテエー・プラァアクスイス]。「知見」の・「同一」の〈教授・修得〉)に達しよう、と意志することを、優先させてはいない、(ὄν [αἰρεῖσθαι] [ウ[・ハアイレエーエイストハアイ]])、とあなたに思われる者が、果たして、いるものかどうか、捜して回られるがよろしい。ひとりも、見当りは、しませんぞ」。

「おそらく、いいえ、必ず、おっしゃるとおりであらざるをえませんね、とトッラアシュマクホオスは、言うのであった」⁸⁹⁾。

f) こうして、「知見の通曉者」とは、そのことごとくが、

i) 自らと「同類の人間」、すなわち、〈他〉の「知見の通曉者」、にたいしても、

89) R., Stallbaum, II. 350 · a ; Burnet, 350 · a, 6-9

ii) 自らと「同類ならざる人間」, すなわち, 「知見の欠如」者にたいしても,

iii) α) 「知見の通暁」の・いわば「取分」の上で, 上記の・両様の「人間」を《陵駕》・《陵虐》するよりは,

β) 「知見」の上での『平等』の方を,

γ) 「優先させる」ことを, 「意志する」人間なのである。——

20) さて, そこで, a) 本稿・前出・18), c) の・「正しい人間」の「要求」と「意志」とを, 想起すれば,

ア) 「正しい人間」とは, i) 「自らと同類の人間」・〈他〉の「正しい人間」にたいしても,

β) 「自らと同類ならざる人間」・「不正な人間」にたいしても,

ii) 『平等』のみを, 「求め」・「意志する」・「人間」であり,

iii) すなわち, 上記の・両様の「人間」にたいする《陵駕》・《陵虐》を, 「求め」・「意志する」ことの〈ない〉「人間」であるのであった。

イ) してみれば, 「正しい人間」は, 「知見の通暁者」と, 「相似である」(ἐοικε [エオイケ]), としななければならない。

ウ) しかるに, 「知見の通暁者」とは, 言うまでもなく, 「知者」(σοφός [ソオプホオス]) であり,

エ) そして, 「知者」とは, 「知る能力」という〈すぐれた力〉(ἀρετή [アレテ])。「徳」をそなえているがゆえに, 「有能な人間」(ἀγαθός [アガトホオス]) である。

オ) とすれば, 「正しい人間」もまた, かかる「知見の通暁者」と「相似している」以上,

i) 「知者」であり,

ii) それゆえ, 「有能な人間」⁹⁰⁾ であるのでなければ, ならぬ。

90) R., Stallbaum, II., 3450 · b—350 · c ; Burnet, 350 · b, 3—350 · c, 5

b) 他方、これに反し、ア) 「不正な人間」は、i) α) 自らと「同類」である・「不正な人間」にたいしても、

β) 自らと「同類ならざる」・「正しい人間」にたいしても、

ii) 〈自ら〉の「取分」の《不平等》・《陵駕》・いな《陵虐》を、「求め」・「意志する」人間なるがゆえに、

イ) 「知見の通曉者」・「知者」とは《非相似》である以外になく、

ウ) 《非相似》であるとは、すなわち、「無知な者」(ἀμαθής [アマアトヘエース]),

エ) したがって、「無能な人間」(κακός [かアコオス])であること、である⁹¹⁾。——

c) そこで、以上に見た・ソークラテエースによる反論の〈論理〉にしたがえば、

ア) 「正しさとは、[より] 強者の利得以外の・なにものでもない」とトフラッシュマクホオスが主張する時の・その「強者」・「支配者」とは、

i) 上記のように、α) 〈他〉の「人間」と、その「行い」と「取分」とにたいする《不平等》・《陵駕》・《陵虐》を「求め」・「意志する」人間、

β) すなわち、「不正な人間」であり、

ii) 「才知」あるどころか、「無知な者」、したがって、「無能な人間」であつて、

イ) それゆえ、「[より] 強者」であるのとは裏腹に、「[より] 弱者」であり、

ウ) とりもなおさず、実は、「利得」を〈取得〉することも得ぬ〈無力〉な「支配者」に、すぎないのである。——

エ) こうして、トフラッシュマクホオスの見解は、完膚なきまでに、粉碎された。

91) 以上, R., Stallbaum, II., 350 · b ; Burnet, 350 · b, 5

オ) その姿を、プラトーンは、ソークラテースに、こう語らしめている。

「もちろん、トフラシユマクホオスは、私の言の・ことごとくに、同意した。もつとも、いま私は、同意した、とは言ったものの、しかし、やすやすと同意した、というわけではなくて、苦澁の色をうかべ、言葉につまりしどろもどろに、折から夏のこととて、驚くほど顔に汗を吹き出して、のことであった。——以前には、一度として目にしたことはなかったが、この時初めて私は、恥じ入ったトフラシユマクホオスの姿を、見たのであった⁹²⁾。——」

21) そこで、 a) 結論すれば、ア) 『国政』・「第一編」における・トフラシユマクホオスの見解にたいする反論にあつて、プラトーンが用いている・*πλέον ἔχειν*、*πλεονεκτείν* の・〈二つ〉の語義——「^(とん)貪欲である」・「強欲に走る」、および、「出し抜く」——が表示しているところは、

イ) ——それぞれの〈論理〉は、相異なり；また、「取分」の意味は、相違するにせよ、——

i) 一つには、「正しい人間」と、〈他〉の「不正な人間」と——合して、すべての「他人」——にたいする《陵駕》・《不平等》への「意志」であり、

ii) 二つには、同じく、あらゆる「他人」との関係における・「他人の取分」から、他人の取分と平等なるべき・自分の取分以上のものを、取得すること」・《陵虐》への「意志」である、——としなければならない。

b) こうして、ア) 本稿・前出・17) 以降の〈分析〉により、

i) *πλέον ἔχειν*、*πλεονεκτείν* なる語が、

ii) 上記のとおり、「他人の取分」にたいする《陵駕》のみならず、《陵虐》の概念をも、表示することが、知られた。

92) R., Stallbaum, II., 350 · c—350 · d ; Burnet, 350 · c, 12—350 · d, 3

イ) だがしかし、《問題》であるのは、—— i) 《陵虐》・すなわち、アルクヒューターースが用いている意味での‘*πλεονεξία*’が、「国家内の争乱」(*στάσις*)の《原因》であることが、

ii) 『国政』・「第一編」の論述が含む〈論理〉に基づいて、主張されうるか、否か——である。

c) そこで、ア) さきに明らかになったとおり、——「不正な人間」は、「知見の通曉者」すなわち「知者」と、《非相似》である、——とする〈論理〉に基づいて、

イ) その「知者」ないし「知」の概念に、

ウ) のちに『国政』・「第四編」で語られることになる〈立論〉、(本稿・前出・II. 11) —— 13))⁹³⁾

i) すなわち、α) 「魂」の「三つの根元性質」の・一つたる「知の能力」ないし「理性を使用する能力」が、

β) 「気迫を発揮する能力」の「援助」・「協力」を得て、

γ) 「欲望を抱く能力」(「不正な人間」の・〈他〉の「人間」にたいする・《陵駕》・《不平等》と《陵虐》とへの「意志」もまた、この「能力」に発する)を、「監視し」・「支配する」こと(とりもなおさず、「正義」)こそ、

ii) α) 《陵虐》、すなわち、「他人の取分から、他人の取分と平等なるべき・自分の取分以上のものを、取得すること」の意味における‘*πλεονεξία*’を《原因》とする「国家内の争乱」(*στάσις*)を、

β) 《回避》しうる・〈唯一の道〉である、——とする〈立論〉を、

エ) 〈結合〉することが、許されるならば、

オ) 『国政』・「第一編」にあって既に、‘*πλέον ἔχειν*’, ‘*πλεονεκτείν*’の概念は、「国家内の争乱」の《原因》として、現われている、とすることがで

93) 本・『経済と経営』。第24巻・第4号。1994年・4月。160-164ページ

きるであろう。

d) 本稿・次・IV. 22) 以下に見るとおり、『国政』・「第二編」の論述の〈分析〉は、‘*πλεονεξία*’が、まさに、上記の《原因》であることを、告げることになる。

e) ア) i) 本稿・前出・II. 2), 4), 5)⁹⁴⁾に示したように、ホブズが、連繫四著作にあって (EoLでは、「第十一の法」；DC・Lでは、「第八の法」；そして、Lev・E, Lev・Lでは、「第九の法」)として、——「他人」を、「自分」と「平等」である、と認めよ、——とする「自然が定めている法」を提示していること、

ii) そして、この「法」が、直ちに後続する「法」(「各人」の「平等」ないし「同一」な「権利」の保持にたいする〈命令〉。この「法」への「違反」が、‘*πλεονεξία*’である)⁹⁵⁾と〈不可分〉の関係にあることとは、

iii) 「カマン-ウェルス」・「国家」の〈存続〉と、〈存続〉における「設立」のための、プラトーンとひとしく、「国家内の争乱」を、なによりも危惧したホブズの念頭に、

iv) ‘*πλεονεξία*’・《陵虐》を「国家内の争乱」の《原因》とする・『国政』の諸論述があったことを、推測せしめるものである。

(次・IV. 21) 以下は、次号・以降)

94) cf. 本・『経済と経営』. 第24卷・第3号. 1993年・12月. 142, 145, 146 ページ

95) cf. 『経済と経営』・先行・脚注・94) と同一号. 143-148 ページ